



Title	西ドイツ割賦金融会社をめぐる法的問題の所在（1）
Author(s)	小林, 資郎; KOBAYASHI, Shiro
Citation	北大法学論集, 22(3), 250-298
Issue Date	1971-11-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16136
Type	departmental bulletin paper
File Information	22(3)_p250-298.pdf



西ドイツ割賦金融会社をめぐる法的問題の所在 (一)

小 林 資 郎

は し が き 目 次

第一章 西ドイツにおける割賦販売金融機構について

一 割賦金融会社の概観

二 割賦金融会社が介在する割賦販売の諸形態

第二章 消費貸借方式をめぐる買主の権利の判断

——割賦販売法の適用可能性

一 売買契約と消費貸借契約との関係

二 消費貸借方式に対する割賦販売法の適用可能性

附 金融割賦販売の諸形態における契約書の一例(以上本号)

第三章 売買契約に基づく抗弁を金融会社に対して主張することの許容性

あとがき

は し が き

割賦販売制度が売買の一形式として広く利用されるようになってきているのは、わが国のみにとどまらず、世界的な現象である。この割賦販売の意義として一般的にいわれてきたのは、代金を分割して支払うことが可能であれば、消費者としては、高額の商品でも直ちに入手しうるということであつた。この見方は、買主の社会的・経済的地位にのみ視点を定めたものである。ところが割賦販売が拡大するにつれ、販売者側の立場をも考慮に入れなければならぬ状況が生まれてきた。

すなわち、この段階では、あくまでも販売者のみが信用を与えるのであるけれども、このためにはある程度蓄積された資本の存在が要求される。ところが、いわゆる大量生産・大量消費の時代が出現すると、この割賦販売制度を利用する人的範囲及び物的範囲が著しく増大し、販売者のみの信用による割賦販売はその限界に達することになる。それゆゑ、販売者としても、何らかの手段が必要となってくる。他方では、金融機関の企業に対すとは別の分野で金融活動を活発化させようという要請も現われてくる。すなわち、それまでの産業の発展途上の時期にあつては、金融機関は小額の貯蓄を国民の広範囲から吸収し、それを産業の発展に

利用していた。ここでは金融機関はほぼ例外なく企業中心の態度をとっていたのである。ところが、経済が高度成長してしまふと一金融機関の有する資金力では、ある企業に対して支配力を振るうということは極めて困難になってくる。つまり企業の規模が大きくなるにしたがつて、金融機関の企業に対する支配力が弱まつたということができる。このような現象が顕在化してくるにつれ、金融機関が新たな金融活動の分野を消費者に求めることはある意味で当然といつてよい。そしてその背景には預金の獲得という意図があることも否定できない。これらの要素が相俟つて消費者金融というものが一般化する素地が完成したのである。

本稿はここに視点を定めて、販売者とは別の主体により金融がなされる型態、すなわち販売者・買主・金融を与える主体としての金融機関の三者間に生ずる問題の所在を明らかにすることを目的とした。そしてその素材として西ドイツにおいて大きな機能を果たしている *Finanzleasingbetriebe* をとりあげた。金融を与える主体として、普通銀行ではなく、この割賦金融会社をとりあげた理由は、我国における割賦金融会社設立の要求にある。

現在我国で行なわれている消費者金融は、大部分が普通銀行によつてなされているものである。その対象は自動車・ピアノ・電化製品・住宅から、対象を特定しない一般資金に至るまで多種多

料
彩である。

資

しかしながら、この範囲が拡大すればするほど病理的現象が顕在化せざるを得ない。まず銀行にとっては、その貸付は金額が種々雑多であり、しかも少額である。それを処理する労力は莫大なものとなる。また対象とする顧客が大衆消費者であるために、その信用調査を十分に行なうことは困難である。他方販売者側からすれば、銀行の莫大な労力を軽減するために、金融に関する事務処理までをも負担しなければならぬ場合がでてくる。その結果、本来の販売業務の能率が極めて低下することになるだろう。ここに金融と販売の分離・分担が要求される理由がある。

また銀行から金融を受けるに足る信用が備わっていない販売者からの要望もある。すなわち、銀行が割賦金融を行なっているのは、あくまでも銀行業務内容の一環としてであるにすぎない。従って銀行が貸付を認める場合には、その販売者が十分な信用に値するものでなければ、その販売に貸付を認めることを容易に決断しえないであろう。それゆえに、往々にして、弱少の販売者による販売に対しては金融の門戸が閉ざされざるを得ないといわなければならない。

以上のような難点は、金融が、銀行↓販売者（買主）となされている系路を、銀行↓割賦金融会社↓販売者（買主）という系路

にすることによって幾分緩和できるものである。すなわち、数に限られた割賦金融会社が自らの責任と信用によって、銀行から資金を一括して借入れるということになれば、銀行にとっては専らその割賦金融会社の信用を尊重すればよいのであって、大衆消費者との間における、いわばこまかな取引に関与する必要はなくなる。また販売者にとっては、それが割賦金融のみを営業的に行なう会社であるがゆえに、ある程度弱少の販売者による販売に対してであっても金融を与えるであろうという利点が存する。つまり銀行とは異なり割賦金融会社は少額の債権のための担保権実行に對しても労力を惜しむことはないのであり、したがって売買の目的物そのものを担保の目的物とするのに躊躇しないから、販売者側の信用にそれほど重きをおかなくともよいのである。

この割賦金融会社設立の要求は、具体的にもあらわれてきている。すなわち、昭和四三年九月には自動車業界が、四四年四月には東京商工会議所が、それぞれ通産省、政府・国会に設立の要望書を提出し、これと同時に、総合的な信用調査機関の整備を求められている（北海道新聞昭和四三年九月二七日付朝刊、四四年四月十二日付朝刊による）。

我国における割賦販売金融機構についての研究は、我国の割賦金融が普通銀行によってなされるのが主流となっているために、

銀行業務の一環としての消費者信用をとりあげているにすぎない(青木久夫・銀行の消費者金融、鎌倉昇・消費者ローン、矢島保男・割賦販売の経済的意義ジュリスト三八二号七六頁)。このうち、後二者は銀行による消費者金融が難点を含むものであることを指摘し、割賦販売金融機構の整備を提唱している。また矢島、消費者信用、五一頁以下は、西ドイツにおける割賦信用の実情を紹介している。

法律的側面から割賦販売金融機構の問題を扱ったのは、人見康子 *Hire-Purchase* の若干問題(慶応義塾大学法学研究四二巻三号一八三頁)があげられる。これは英米において割賦金融として発展している *Hire-Purchase* 契約に、金融を与える主体たる *Finance Company* が介入することにより生ずる問題を明らかにする試みである。

西ドイツにおける割賦販売金融機構をめぐる研究はこれまで公にされていない。本稿は西ドイツにおいて割賦金融会社が介入する場合に、どのような形で紛争が生じ、どのように解決されたかということ、判例を中心に紹介することを目的とするものである。

第一章 西ドイツにおける

割賦販売金融機構について

一 割賦金融会社⁽¹⁾の概観

割賦販売は、買主に、商品取得の時点では代金を完済しえない品を調達することを可能にする。買主は、望みの品を直ちに入手したいという欲求を有しているから、必要な売買代金を貯え、それから現金購入の交渉をするということをしなない。しかも、その目的物がそれをもとにして何らかの生産をするものではない場合、つまり自己清算的でない日用品である場合には、その欲求はより強いものである。この点が割賦販売の健全性を問われた点であったが、現在では解決された問題とみることができ⁽²⁾る。

売買に関与しない第三者(例えば銀行)から金銭を借り、それで売買代金を支払うという可能性は通常は買主にない。なぜなら、この金銭借入のための十分な担保を有しないからである。銀行が売買に関与していない時点では、売買の目的物そのものも担保としての意味をなさない。なぜなら、銀行は買主が借入れた金銭を売買代金にあてず、他の目的に消費したり、あるいは取得した商品を他人に譲渡するかもしれぬ危険を負担することを欲しな

いからである。

したがって、買主には、売主自身によって信用を与えられるという可能性しか残っていないことになる。事実、一九世紀の後半からは、この種の信用方法が普及しはじめた。すなわち、売主は直ちに商品を引渡すが、売買代金の支払は猶予し、買主は附加金をプラスした額を後から分割して支払うという方法である。そしてその傾向は耐久消費財において顕著化し、生産者もこの割賦販売の促進に大きな関心を有するに至った。

そのような方向で、割賦販売は一定程度發展したが、その後、激しいインフレーションの波は、売主の経済的地位を著しく脅やかした。それによってもたらされた売主の自己資本の減少は、売主自身が信用を与えることによる割賦販売を不可能にし、売主に新たな信用調達の手段を求めさせた。その際の担保としては売主の割賦買主に対する売買代金債権と、売買目的物がその役割を果たすことになる。この段階においては、信用を与える主体として銀行はまだ現われてこない。なぜなら、そのような担保は銀行にとって不適当なものであったからである。従って、初期の金融会社は生産者によって設立されたのである。しかしその後すぐに銀行や他の団体による金融会社設立が続いた。一九二六年頃には金融会社は数都市に出現し、一九三五年には九八社、一九五六年には

一五三社、そして一九六二年には二四二社に達している。それには、銀行系列に属するもの (Gesellschaft für Absatzfinanzierung n. b. H—Deutsche Bank 系、Kreditbank AG—Westfalenbank 系) 産業資本系列に属するもの (Volkswagen-Finanzierungs-Gesellschaft n. b. H)、商業資本系列に属するもの (大商社の単独出資、小売商の共同出資) がある。⁽³⁾

このように、めざましい發展を続けた割賦金融会社は、現在では割賦販売に不可欠なものとなり、一九六〇年においては、金融会社が介在する割賦販売は、全割賦販売の約六〇パーセントを占めるに至っている。

二 割賦金融会社が介在する割賦販売の諸形態

割賦金融会社が、金融を与えるものとして割賦取引に加わる方法は、種々のものが明らかにされている。それらはいずれも、いかにして自己の債権の保全を図るかということに力点が注がれる。すなわち、売主が買主から得た割賦金を金融会社に支払わなかったり、あるいは、金融会社にとって担保となるべき売買目的物を買主に引渡さない等の可能性を制禦する手段を金融会社が有しないとすれば金融会社は往々にして損失を蒙ることがあるだろ

う。したがって金融会社にとっては、買主に対し、割賦金の自己への直接支払を義務づけること、及び、売主と買主の双方から、商品引渡・受領の確認をとることが絶対に必要なこととなる。

自己に固有の危険を軽減するために、金融会社は一方で、買主の支払遅延の結果を免れようとするとともに、他方、貸金の返還を、売買契約の適法な履行が、売主に原因する事由によつて侵害される場合——特に契約不履行、瑕疵ある履行の場合——にも確実にしようとしている。金融会社は、通常、経済的強者として、自己が作成した契約書を使用しうるのであるから、これらの狙いを、条項という形で契約書に記入するのである。

以下の類別は、売主・買主・金融会社が関与する形態に限定する。実際上行なわれているものは、生産者あるいは卸売商が附随的に介在しているのであるが、この場合であっても、買主と貸主（金融会社）の間の法律関係の判断に際し、重要な特殊性をもちこむものではない。

I A型（チケット方式）⁽⁴⁾

(i) 取引の経過

買主（Kaufherr以下Kとする）が割賦払である商品を買いたいと思つた場合には、まず金融会社（Finanzierungsinstitut以下F

とする）に、一定の貸付を申し込む。FがKの信用調査をなし、貸付を承諾すると、FはKにチケット（Zahlungsaufweisung）を交付する。売主（Verkäufer以下Vとする）は、Fとの間に締結されている基本契約（Rahmenvertrag）に基づき、このチケットを額面額で現金同様に扱かう義務を有している。Kが商品の対価としてチケットで支払をなした場合、VはこれをFに呈示し、その額面額の払渡を受ける。Kはチケットという形で認められた貸金に手数料を加えて、Fに割賦で返済する義務を負うことになる。その返済義務は、Kがチケットを使用した時期とは関係がなく、チケットがFからKに交付された時点で発生することになっている。

(ii) 取引の法的分析

この金融形態の場合には、FV間に既に締結されている基本契約に、KV間の売買契約、KF間の消費貸借契約が加わる。

(a) FV間の基本契約で重要なことは、FからKに交付されたチケットを、額面価額で現金と同様に売買代金支払として受領すべきVの義務である。Fは、Vによつて呈示されたチケットを受け戻さなければならぬが、その際に、信用手数料、諸費用として示された額を差し引くことができる。そしてこの差引額は、Vがどの程度の責任を引き受けるかということが、その決定の要素

となる。

(b) V K間の売買契約は、通常は書面ではなされない。したがって、現金売買との相違は、Kが売買代金債務をチケットによって履行することができるという点にあるにすぎない。

(c) F K間の消費貸借契約においては、Kは金銭の代りに、チケットを受領することが合意されている。このチケットには二つの特性が存する。すなわち、一つは、KはFとの間に基本契約を結んでいるVと売買契約を締結することを条件にそれを受領するということであり、他の一つは、VがそれをFに呈示する場合には、売買代金との清算としての意味を有するということである。Fとの間に基本契約を結んでいるすべての売主が指定されていた場合には、どの商品をどの売主から買うかということは、Kの自由意思にまかされる。VがKからチケットを示された場合には、そのKがFから受領したのか否か、従ってKにチケットを利用する資格があるか否かを調査するのは、Vの権利であって義務ではない。

Fは、Kが商品を手入する以前にチケットを交付するのであるから、この時点で商品に担保権を設定することは不可能である。

この点は、他の割賦金融形態と異なる。従って、Fは、保証・質金債権等をその担保としなければならない。しかしながら、手続そ

のものが一種の担保としての機能を果たす。すなわち、この方式の場合には、FはKと直接的に接するのであり、顧客の選択、信用状態の調査及び判断をVに委ねることはない。更に、貸付が、商品の購入のためにのみ認められるチケットをもってなされることもその一つである。実際上も、損害は他の割賦金融形態より少ないということが明らかになっている。

II B型^(c)

1 債権譲渡方式^(c)

(i) 取引の経過

FはVの資産状態その他の事情を調査した後、Vと基本契約を締結する。その中で一定の金融の限度額を表示しておく。VはKと売買契約を結んだ後、売買契約書をFに呈示し残代金債権、及び商品についての留保所有権をFに譲渡する。VがなしたKについての報告に疑念をもたない場合には、Fはこれに基づいて、残代金の金融をVに与える。Kは債権譲渡の通知を受け、割賦手数料を加えて、直接Fに割賦金を支払わなければならない。この義務について、Kは売買契約の締結時に既に負担していることになる。

Kの信用価値の調査は、Vに委ねられている。

三当事者の他に、生産者あるいは卸売商が関与する場合には変種が生ずる。Vは自己の債権を生産者に譲渡し、生産者はFに譲渡する。同時に生産者は、自己に属する商品についての留保所有権をFに譲渡する。Fは生産者に残代金の金融を与え、生産者はそれに応じてVに金融を与える。Kはこの場合にも、割賦金の支払をFに対して直接なさなければならない。

(ii) 取引の法的分析

法的にみれば、債権譲渡方式は、K V間の売買契約と、FがVに対して認めた貸付によって成立する。これに対し、F K間には契約関係が存在しない。貸付に関する重要な定めは、F V間に取り関係が生ずる際に締結される基本契約に既に存在している。

(a) 基本契約の重要な内容は、Vに一定の限度まで貸付を認めるといふFの表示である。通常、Fは貸付申込を拒否する権利を留保してある。申込を承諾した後、Fは申込みのあった額をVに払渡し、割賦金をKから取立てる義務を負う。

Vは顧客の選択及び信用価値の調査の際には、Fの示した基準に準拠するとともに、Kの支払能力を考慮して、内金・賦払金・完済期間等を定める。更にVは、貸付金を受領するためにFに売買契約書を呈示する際に、残代金債権及び売買目的物についての留保所有権をFに譲渡する義務を負う。残代金債権の譲渡は、担

保のためのみならず、Vの貸金債務の払戻の意味をも有する。KのFに対する割賦金支払が適正になされなかった場合、Fは貸金債務者たるVに、直ちに償還を求めることができる (Rückgelastung)。VがFを満足させた時には、Fによって行使されなかった残代金債権は、Vに返還される。

(b) V K間でなされる売買契約には、割賦販売における通常の協定——内金・支払方法・割賦金額及び期間・目的物の所有権留保——が含まれている。これと同時に、債権譲渡のKへの通知がなされ、売買代金を直接Fに対して支払うというKの義務が発生することになる。大部分の契約書では、更に、売買契約に基づく抗弁をFに対して主張しうるという *Verkauf* 上の権利をKが放棄しているし、売買目的物を適正なる状態で受領したKとのKの受領確認、瑕疵担保請求権の制限あるいは排除がなされている。

(c) F V間の消費貸借契約は、売買代金債権の譲渡と留保所有権の譲渡をその内容として含んでいる売買契約書の呈示後、Fの明確な表示あるいは残代金のVへの払渡によって成立する。その内容は、既に基本契約で定められている。

(d) KのF及びVに対する権利義務の判断に際しては、Fによって作成された契約書が不明確であったり、あるいは、互いに矛

料 盾する定めを有しているために困難が生ずる。

資 は、ある商品を割賦で購入する場合には、注文票 (Purchase Order)

としてVから呈示された書面に署名をするのであるが、その中に、一定期間内に、Vがその申込を拒絶しないとき、あるいは、商品がKに引渡されたときに、その申込が承認されたものとみなされるとの文言が存している。この文言をみると、契約が成立する以前において、Kは割賦金支払義務を負担していたことになるであろう。また注文票には、商品を適正な状態で受領したとKの確認が存する。

こうみてくると、Kの支払義務は契約が成立することによってはじめて発生しうるのであるし、契約成立以前の商品の引渡は、商慣習に矛盾するのであるから、この場合の契約申込は商品の引渡と同時に承諾されなければならない。従って、売買契約は注文票に署名した時点で既に成立していたものと解さなければならない。Vの申込拒絶の可能性は、Vに解除権を認めることであり、Fによる貸付が拒絶された場合には、Vはこの解除権を行使することができるのである。

売買代金債権の譲渡と、留保所有権の譲渡に関する規定もまた矛盾を含む。注文票にある条項の一つによれば、Vは代金完済ま

で目的物の所有権者である」とされ、他の条項によれば、この注文票に基づくすべての権利を譲渡する権利がVにあり、譲渡が行なわれた場合には、Kは、§ 409 BGB 上の権利を放棄することになる。すなわち、Kは債権譲渡の当時、Vに対抗しえた抗弁をもって、Fに対抗しえなくなる。他方、注文票には、Kは全割賦金を専らFに対して支払わなければならない。Fの同意なくして目的物を他人に——従ってVに対しても同様——引渡ししたとしても、この支払義務を免れない」との条項が存する。これらの条項は、債権譲渡がなされる以前においては両立しえぬものである。すなわち、譲渡が確定していない段階で、Fに対して支払うというこの意味が不明確なのである。

この取引に対して金融が拒絶された場合には、Vは、KのFに対する支払に関して、何らの利害も有しないのである。従って、これらの条項は、債権譲渡がなされた後にはじめて効力を生ずると解することが当事者の意思により良く合致する。その場合に、条項の存在は、譲渡を知っているというKの表示を意味し、債権譲渡は、Kの抗弁権の放棄と相俟って、Fの利益において行なわれる。そして、FのKに対する支払の内容に関する通知は、譲受人Fの通知とみなされ、§ 407 BGB の要件を満たす。さらに条項は、§ 409, 410 BGB により、譲渡人Vの有効な通知とみなさ

れる。すなわち、VはKによるFへの支払によって特別な譲渡の通知を必要としない。

右にみたように、債権譲渡方式の契約書に含まれている々全割賦金を、VではなくFに支払う々とのKの義務は、売買代金債権の譲渡にのみ基づき、その譲渡によつてはじめて有効なものとなる。Kにとっては、債権譲渡後においても、割賦金支払は、売買代金債務の履行という形式をとる。VとFとの関係においてのみ、Kの支払は、FによりVに認められた貸金の返還としての性格を有するにすぎないのである。従つて、FV間の消費貸借関係でのみ生じたFあるいはVの責任は、Kとは全く無関係である。

しかし§248Bに基づく抗弁権をKが放棄したことが有効と評價される限り、Kが売買契約に基づく抗弁をFに対して主張することは許されない。

2 消費貸借方式⁽⁸⁾

(i) 取引の経過

この方式の場合も、FとVは基本契約を締結している。その中に既に、Fは、Vの割賦販売に対し、一定の枠内で、その販売の内金を除く残代金を限度とし、Vの顧客に対して貸付を行なうことが明示されている。

Kが割賦払で商品を購入しようとしてVのところへ来た場合に、Vは、売買に関する協定と共に、Fに向けられた貸付申込が含まれている契約書をKに対して示す。この関係は、割賦金融契約と売買契約があるいは、貸付申込を伴なう割賦販売契約と表現されている。なかには、売買契約と消費貸借契約がそれぞれ別々の名称——例えば、注文票と貸付申込という具合に——によつて明日に区別されているものもある。

契約書に署名がなされた後、Vは目的物を引渡し、貸付申込書をFに呈示する。Fは目的物に対する担保権を確保し、残代金を、Kに対する貸付としてVに払渡す。Kはこの額に割賦手数料(利息)その他の手数料を加えて割賦でFに返済してゆく。Kの信用価値の調査は第一次的にはVが行なう。Fは、貸付申込書に記載されているKの自己報告(Selbst-Auskunft)と、Vの調査報告を信頼し、固有の調査というものをしないのが通常である。取引が途中で失敗に帰した場合には、Fは、K・Vのいずれに対しても責任を追求しうる立場を確保している。

(ii) 取引の法的分析

法的にみると、この消費貸借方式は、KV間の売買契約と、KF間の消費貸借契約によつて成立する。これにFV間の基本契約が加わる。基本契約では、Vが、具体的な消費貸借契約におけるK

のFに対する貸金債務につき保証に参加することが詳細に定められている。債権譲渡方式との相違は、消費貸借方式においては、KF間にも契約関係——消費貸借契約——が存在することと、KのFに対する支払が売買代金債務の弁済ではないという点にある。従って、第二章で述べる割賦販売法適用性の問題は、この消費貸借方式をめぐる問題となる。

(a) FV間に締結されている基本契約においてFは、Vの顧客に対し貸付を認める旨の表示がなされている。この文言からは、直接的に義務が発生しているのではなく、単にFが、貸付を行なう準備額の限界を確定しているに止まる。

Vが貸付申込を受け、それをFに呈示するということから明らかになった消費貸借契約成立の際のVの関与、つまりFとVの共働は基本契約に詳細に定められている。Fは直接的にKと関係をもったのではないのだから、Fはその報告を詳細に検討し、その真正さを確認し、更に、Kの事情と貸付額を比較衡量して、割賦金の額・支払の回数を決めなければならない。Vは内金を受領し、商品の引渡を終えた後にはじめて、貸付申込書をFに呈示することが許される。

VとFとの共働についての合意は、なるほど基本契約に定められてはいるが、具体的には、貸付申込を受領し、それに基づいて

なす行為によってはじめて成立する委任関係と解される。Vは、売買を申込んできたKが、Fから金融を受けることができるために、販売が促進されるという有利な点があるけれども基本契約を締結することによって特に義務を負担するということはない。なお、Vは固有の利益において事務処理——売買と並んで貸付申込の受領・呈示——を行なうのであるから、そのための費用の補償というものは、予定されていない。

基本契約に基づく相互の義務が具体化するのには、Fが貸付申込書をVによって呈示された時点である。

貸付額が貸付申込書の呈示によってVに払渡されるといふ条項は、単に、消費貸借契約に基づくFのKに対する義務を述べたものとみなすべきではなく、やはり、FのVに対する義務の表現と考えなければならない。けだし、VもFに対して、貸付申込が承諾された時点で、目的物をKに引渡す義務を負担するからである。この義務を、Vは、Fに対する貸金払渡請求権を留保せずには履行できないであろう。なぜなら、売買目的物の所有権は、Kから直ちにFに移転し、Kは他の担保を供することはないからである。

Vは商品引渡後にはじめて、貸付申込書をFに呈示するのであるから、FのVに対する義務は、商品引渡前に貸付申込書が呈

示された場合には発生しない。この場合には、Vが商品引渡をなした後に、Fに対する貸金払渡請求権を取得することになる。

Fにとっての担保は、貸金返還につき、連帯保証人あるいは連帯債務者という語で示されているVの責任がその役割を果たす。

しかし現実にはこれらの名称で呼ばれるには、ふさわしいものではない。つまり、Vは、一方でFの請求に対するあらゆる抗弁権を放棄させられており、他方では、Kの行為に帰因する債務の拡大——例えば遅延利息——についても、その責に任ずるといふ義務を負担させられているのである。

(b) V K間の売買契約は、通常、貸付申込がなされていると同一の書面でなされる。その裏面には、両契約に共通あるいは別々の条項が印刷されている。

Kの売買契約履行に関する規定は、通常、内金を受領したとのVの確認と、Kの残代金支払義務は、貸金払渡によって果たされるとの条項から生ずることになる。両当事者は、Kが貸付申込を拒絶された場合には、残代金を支払うことができないということを確認しているのであるから、売買契約は、貸付申込がFによって承諾された場合のみ成立し、拒絶された場合には、もはや売買契約の基礎は存在しないことになり、消滅する。

Vによる商品引渡に関する規定には、貸金をVへ払渡す以前

に、売買目的物に対する留保所有権を確保したいというFの願望が含まれている。従って、ある場合には、この規定は消費貸借条件の中に存することもある。すなわち、貸付が認められた時点で、所有権がKに譲渡され、同時に、それがFに譲渡されるという定めが存する。そしてKは、割賦金を完済することによってはじめて完全なる所有権を取得することになる。

商品が一定期間内に、あるいは遅くとも貸付申込書をFへ呈示する時点までに、Kに引渡すというVの義務は、売買契約中には表現されていない。これは、売買契約とは別に、Kが貸付申込書になす商品受領確認が存することによる。

(c) F K間の消費貸借契約は、KとVが署名し、VからFに呈示される貸付申込書にその内容を含んでいる。

従来は、消費貸借契約は、貸金のVへの払渡によって成立し、これについてKに対する通知を必要としないとの条項が一般的であった。従って、Kとしては、消費貸借契約の成立及び彼の義務の内容について明白な認識をなしえない。このことを根拠に初期の判例には、売買契約の後発的解除と、それに基づく残代金債務を免れることをKに対して認めたものがある。従って、今日では、貸付申込の承諾と貸金のVへの払渡に関するKに対する通知は、おおむね、行なわれるようになっており、それは契約中

料に予定されている。

「たとえVが「共同申込者」(Mitantagender)としてKと共に署名していたとしても、通常は、契約のそれ以外の規定から、Kだけが借主であることに相違ない。もちろん、Vが、Kと共同で受領した貸金の返還義務を負うことが明らかである場合には、両者が共同借主である。

多くの契約書には、既に貸付申込の時点でなされているところの受領確認、つまり上述の商品を抗弁の余地のない適正な状態であると同一の書面において売買契約が締結されるという事実は、Vに、売買契約の成立以前に商品引渡の義務を負わせることとなる。通常はVにその意思がないのは明日であるから、このような受領確認は信頼に値しないものである。従って、Fは、この確認の代りにあるいは附加的に特別なKの受領確認を要求する。これによって、履行及び商品の性質に関する举证責任はKに移ることになる。それゆえ、貸付申込書にある商品受領確認には、消費貸借契約に基づく貸金のVへの払渡は、商品の引渡とは関係がなく、Kは商品受領の有無に拘らず貸金の返還義務を負うという以上の意味はない。

貸金は割賦手数料とともに割賦で返還されるが、その賦払額と

期間は合意されている。K(借主)の遅滞に関する定めは、今日では割賦販売法の規定と一致するものが多い。もちろん、支払遅滞の場合には、返済まで目的物を取戻す権利がFに与えられている場合もある。しかし、後述するように、割賦販売法五条・六条によって、目的物の取戻・差押・仮差押は、消費貸借契約の解除をもたらずであり、その権利の行使によって、Kの貸金返還義務は消滅するのである。条項がこの結果を避けようとする目的を有している限りは、それは無効ならざるを得ない。

III C型⁽⁹⁾

この方式の場合も、第一次的にはFV間に基本契約が存在し、Kに対する貸付をFが承諾するためには、一定の売買契約の成立が要件となっている。そして、この方式の特性は手形が使用されるという点にある⁽¹⁰⁾。すなわち、Kが、Fを受取人とする約束手形を振出し、その手形にVが手形保証をなすこと、あるいは、VがKを引受人とし、Fを受取人とする為替手形を振出すことが、Kの割賦金支払の手段となるのである。この手形により、Kはそれぞれの満期日に、手形上の責任、つまり支払をなすことになる。Kが支払わなかった場合には、為替手形の場合には手形法九条に従うが、振出人としての責任を、また約束手形の場合には手形法三三

条に従がい保証人としての責任をそれぞれVが負担しなければならぬのである。だから、Kの支払不能の危険は他の割賦金融の形態におけると同様にVにもあり、Fは常に適及をなす。

この方式における問題点、すなわち手形の使用から生ずる複雑な問題は、本稿の枠内で検討するには範囲が広すぎる。従って、右における以上の考察は、断念されなければならない。

(一) Finanzierungsinstitut あとは Teilzahlungsbank といわれている。

割賦金融会社は、一般大衆から預金を受け入れることが禁止されており、資金源の多くは、銀行や、その他の金融機関からの借入金に依存している。特に負債の六〇%以上が借入金によって占められている。資本金及び出資金は六%以下である。(矢島・消費者信用五一頁)

(二) 鎌倉・消費者ローン二二頁

(三) 矢島・消費者信用五一頁

(四) この形態は Königsberger Schecksystem といわれる。これは、一九二六年に Königsberg ではじめて発生したものであることによる (Crisoli-Ostler, Abahlungsgesetz 5. Aufl. S. 302)。この形態が利用されるのは、衣類等の比較的値段が安いものの購入の場合である (矢島・消費者信用五一頁)。

(五) 本稿ではB型を更に細分化して説明するが、これは、あ

くまでも法的な構成を念頭においたからである。実際上は債権譲渡方式、消費貸借方式のいずれによっても、契約上種々の条項を附すことによって各当事者の責任は結果的に同じものをもたらしている。Larenz, Schuldrecht II Band 1967. S. 94も一括して取扱っている。

この形態を利用する対象としては、耐久消費財例えば家具、冷蔵庫、ミシン、洗濯機、ラジオ、テレビジョン等が主たるものである。

(6) Abtreuungskonstruktion と呼ばれている。

(7) § 403 BGB 債務者は債権譲渡の当時、旧債権者に対抗することを得べかりし抗弁を以って新債権者に対抗することを得 (東季彦全訳独逸民法一〇四頁)

(8) Darlehenskonstruktion と呼ばれている。

(9) この形態を利用して購入する目的物には、営業用自動車、建設機械等いわゆる自己清算的要素の強いものが属する (矢島消費者信用五一頁)。

(10) 手形の使用という点だけを形式的にみれば、これは他の形態においても若干みられるものである。ただ、C型の場合、その手形は充分に信用を有するものであり、それは、目的物が、かなりの資本を必要とする事業のために用いられるということから明らかであろう。以下は、私の推測によるのであるが、この手形は流通を予想したものである。この意味で、手形法上の様々な問題に正面から立ち向

かわなければならぬ。他の形態における手形は、一種の証拠的な機能を有するにすぎないものであって、必ずしも手形が振出される必要はないと考えられる。

第二章 消費貸借方式をめぐる買主の

権利の判断

——割賦販売法の適用可能性

金融会社・売主・買主の三者間の問題を考察する場合に特徴的なことは、消費貸借方式を採用した場合に生ずる問題が、その解決に最も複雑さを生ずるといふことである。現在までの西ドイツにおける判例をみた場合、債権譲渡方式・チケット方式にあたる事件は非常に稀であり、その大部分は、消費貸借方式に関するものである。この理由は、消費貸借方式の法的構成に求められる。すなわち、この方式においては、KのFに対する支払義務はFK間の契約関係つまり消費貸借契約に基づくのである。他方、この貸金返済は、経済的にはあくまでも引渡を受けた商品の反対給付としてなされるのである。この二つの性格から、支払をめぐる諸問題が、専ら§67BGB以下の消費貸借の規定によって判断されるのか、あるいはそれと共に、又はその代りに、割賦販売の法規範によって判断されるのかということが問題となってくる。

一 売買契約と消費貸借契約との関係

売買契約と消費貸借契約は経済的にみると対として全体を形成する。すなわち、消費貸借契約はまさしく売買契約の成立を可能にするとともに、それを処理するために締結されるものである。法的にみても、Fが貸付申込を受領するまでは売買契約は成立しないということが、あらかじめ定められている場合には、両契約は互いに関連性を有している。

判例(1) LG Essen Urt. v. 16. 4. 1958⁽¹⁾

〔事実〕 被告KはVから中古車を購入するために「価額 3700 DM 支払条件 内金1500DM 残代金は十二回に分割する。代金完済までVは所有権を留保する。支払については金融会社が介入する」と記載のある購入申込書に署名した。翌日Vが車を引渡そうとしたが、Kは金融手数料(Finanzierungsgeld)が高すぎるとの理由で車の受領を拒否した。つまり、本件では、引渡の時点でKが内金を支払い、Vが準備したFに対する貸付申込書に署名がなされることになっていたのである。原告Vは次のように主張した。「既に購入申込書の中で残代金は十二ヶ月で支払い、Fが介入することが定められており、それゆえ、Kは金融手数料を覚悟していた筈である。Kは理由なくして車の受領を拒否した

のだから、他の条項に従がい、売買代金の一五%を損害賠償として請求しうる。これに対し被告Kは、金融条件に関しては合意がないと反論した。

〔判旨〕 棄却

〔判決理由〕 本件の如く、売買代金がKの内金と、Vの信用貸ではなく特別な金融機関からの借入金から成り立つような場合には、商品取得取引と金融取引との間には特別の緊密関係がある。この種の取引は、通常の意味における売買契約ではない。従って、取引が目的物の特定と価額に関する合意によって直ちに成立すると考えるのは適當ではない。目的物・価額そして更に金融条件の合意があつてはじめて成立するのである。従つて、原告Vは「Kは売買契約を履行しなかつた」と主張するだけでは不十分である。むしろ「金融を受ける売買であることを意図した取引が成立し、Kはそれを履行しなかつた」と主張すべきであつた。金融条件は、Vにとつてはともかく、Kにとつては重要な意味があり、契約締結の際にこの点につき明らかにすることは必要不可欠である。単に、「十二ヶ月の割賦で支払う」「その場合に金融会社が介在する」と表示するだけでは足りない。金融条件は、今日ではある程度、一般的に知られるようになってきてはいるが、すべての買主層に普遍化しているものではない。本件にあつては、

Kはそれについて何ら精通しておらず、VはKが取引においては無経験者であることを知っていた。かくして、Kによって署名された内容の売買契約は、意図されたことの一部分にすぎず、取引は完成していないことになる。この契約からは、Vに対して何らの権利も導びくことはできない。

この判決は、いわゆる金融割賦販売の性格を適切にとらえたものといえる。そして、このようにみると、売買契約と消費貸借契約を分割することは、取引を全体的に観察すれば意味が失なわれるであらう。

他方、売買契約は、金融割賦販売の成立の過程においては、消費貸借契約の基礎と考えることができる。売買契約は第一の契約として締結される。消費貸借契約で、Kの相手方となるべきFは、あらかじめVと取引関係にあるがゆえに、Vによって指定されており、しかもその消費貸借契約については、ある程度売買契約にもかかわらず、貸金の分割支払が導びかれる。消費貸借契約は、有効に発生した売買代金債務に基づくのであり、従つて、売買契約は消費貸借契約の成立にとって基礎であり要件であるということができよう。売買代金債務が法的な効果を発生しなかつたり、

Vの詐欺に基づくKの無効主張によって除去されうる場合には、金融取引はその本質的要件を欠くことになり、Kは、消費貸借契約の解除を主張する権利を認められるであろう。⁽²⁾

二 消費貸借方式に対する割賦販売法の適用可能性

Abzahlungsgesetz (ZKt. AbzGとする) 第六条によれば、AbzGは他の法形式で割賦販売の目的を達成しようとする契約にも適用される⁽³⁾。そしてその判断の基準は、契約当事者の主観的意図ではなくして、契約そのものの客観的な結果である⁽⁴⁾。今日、裁判所は、売買契約と消費貸借契約はKを通常の割賦販売の場合と同じ経済的地位におくという点で結びついているとの理由で、消費貸借方式は、§ 6 AbzGにいう隠れたる割賦取引であるとしている。このように経済的にみた買主の地位のみをもって、AbzGの適用を理由づけることに對し、否定的見解がある。「§ 6 AbzGによれば、契約が割賦取引をめざしていることを必要とする。Kが、Vの知らない第三者から自由に使用するために貸金を受け、その金銭でVからある品物を現金で購入し、その貸金は割賦で返済するような場合に、同時に貸主たる第三者に對し、担保供与の義務履行のために、購入した品物に担保権を設定するとすれば、

Kは通常の割賦販売の場合と同様の経済的地位に立つことになり。つまり、この場合にもKは支払を遅滞すれば、目的物の所有を失なうという危険を負担するのであるから、やはり対価を割賦で支払うべく目的物を取得するのである。しかしながら、この両契約は個別的にも共同的にも割賦販売の目的を達成することをめざしているのではないから、AbzGは、売買契約にも消費貸借契約にも適用されない⁽⁵⁾。」

消費貸借方式を法的に分析すれば、この場合に締結される売買契約と消費貸借契約は、各々独立したものである。このことは、判例も原則として承認していることである。結論が分かれるのは、これにどの程度経済的な衡量がくみ入れられるかによる。この法的独立説 (Trennungstheorie) によれば、買主が、異なった相手方 (売主と貸主) との間に締結した二つの独立した契約といふことが強調される。Vは売主としての義務を有し、Fは売主としてのそれではなく、あくまでも貸主としての権利義務を有しているとする。

この見解によれば、Kに不利益に作用することがありうる。つまり、法的な独立性を一貫した場合、KがFに對して負担する義務の履行を、売買契約上の抗弁の有無に拘らず拒絶することができないう意味においてである。特に、Kが経済的には AbzG

の保護を受くべき割賦買主と同様の地位に立つにも拘らず、その保護を受けることができないとすれば、その蒙る損害は、大きなものとならざるを得ない。

しかし判例は、原則としては法的独立説をとりながらも、具体的な事案の解決にあたっては経済的評価を加え、この取引を一体とみることによって ABzG を適用している。

ABzG の適用可能性が正面から問題となるのは、K が割賦金を遅滞した場合である。すなわち、K が遅滞に陥った場合には、F は留保所有権に基づき目的物を取戻す。そして他方、消費貸借契約上の債権——貸金返還請求権——を K に対して主張する。この場合に、この取引に ABzG が適用になるとすれば、目的物の取戻は、§ 5 ABzG により契約解除権の行使とみなされる。この結果、売買契約のみならず、消費貸借契約も解除されたことになり、F の K に対する貸金返還請求権は消滅する。従って、ABzG 適用の可否は、K にとって重大なことといわなければならない。

左にあげる判例はすべて K の遅滞の場合をとり扱ったものである。それ以外で ABzG の適用が問題となる例は、今日では見られない。これは、ABzG で禁止されている約款を含む契約書が、今日では姿を消したことによる。⁽¹⁾

判例(2) LG Hamburg Ur. v. 5. 1. 1950⁽²⁾

〔事実〕 K が V よりラジオを購入した。内金が支払われ、残代金については、K が F に貸付申込をなし、割賦で返済すべく金融を受けた。この貸付申込書には V が連帯債務者として署名している。貸金は F から直接 V に払渡され、ラジオの所有権は担保のため F に移転した。K が F に対する割賦金支払を遅滞したので V が F の求めに応じてラジオを取戻し、他へ転売した。V は、K が既に支払った額と転売して得た額とを清算し、残額を F から譲受けた権利に基づいて K に訴求した。原審は §§ 5, 6 ABzG を適用して V の請求を棄却した。

〔判旨〕 棄却

〔判決理由〕 原審が消費貸借契約に ABzG を適用したのは正当である。原告 V は、KF 間の消費貸借契約と KV 間の売買契約は互いに関連性を有せず、経済的にも F と V は一体をなさない主張する。これは、二つの各々独立した契約が K によって締結されたという点では正しい。しかし二つの契約が全く無関係であるとはいえない。すなわち、F が貸金を承諾したのは、それを K に自由に使用させるためではなく、申込書で指定されているラジオ購入するためなのである。

〔続けて、経済的側面から、売買と消費貸借との関係を論じ、更

にFとVの緊密な利益的つながりを肯定した後」

この経済的観察方法が正しいということは貸付額に、貸主としてのFに与えられる割賦手数料がプラスされるということから明らかである。すなわち、売買契約は残代金がFからVに払渡されることによってその機能を果たして消滅する。従って売買契約の枠内でそのような手数料が定められるということは不可能であり予定されていない。更に貸付条件には、KはVとの関係に基づく抗弁をFに対して主張できないなどの条項がある。二つの独立した取引であるなら、このような条項は必要がないであろう。

つまり、KはFに対して経済的に割賦買主とみなされるといふことを意味する。

この理由から、本件における消費貸借方式は隠れたる割賦取引と評価され、§ 6 AbzGにより AbzG に服する。AbzGは社会政策的衡量に基づき、経済的弱者たるKをVの不当性から保護することを目的とする。割賦販売取引に妥当する制定法上の特別規定に服するか否かが問題となる場合に、第一に考えなければならぬのは、取引の経済的的であって、外的法形式ではない。

VがFの、あるいはFがVの莫人形の役割を果たしている場合には AbzG の適用が肯定されるといふのは支配的見解である (RGZ 128, 254)⁽⁵⁾。しかし、VとFが法的にはそのような関係に

なくとも、経済的に一体である場合も同様に解さなければならぬ (OLG Königsberg in LZ 1930, 1336 f., KG JW, 1931, 75)⁽⁶⁾。Lehner (Abzahlungsgeschaft, 1932, S. 35) は、V F間に緊密な経済的利益関係が存するときには § 6 AbzG が適用になるとする。Rühl (Eigentumsvorbehalt und Abzahlungsgeschaft, 1930, S. 293 ff.) は、貸主が継続的に売買の金融に関係し、それを営業的にしている場合に適用性を肯定する。Crisolli (Das Reichsgesetz betr. die Abzahlungsgeschaft 4. Aufl. 1931, S. 278) は最も広く、経済的に物を割賦で購入した場合と同じ結果を導びくすべての場合に、AbzG の適用が可能であるとする。

FとVは緊密な経済的・法的関係にある。Fは、Vだけでは経済的理由から処理しえない信用販売に対し、Vとの関係に基づいて営業的に介在している。AbzG の適用は、単に割賦販売の新しい形態に適合するように各権利関係を処理することを意味するにすぎず、その要件は既に § 6 AbzG に定められている。

AbzGはFK間の消費貸借契約にも適用せられる。その結果、Fによるラジオの取戻——VはFに取戻を委ねられただけである——は § 5 AbzG により、隠れたる割賦販売の解除権の行使とみなされる。

判例③ OLG Braunschweig UrI. v. 4. 1. 1961⁽²³⁾

〔事実〕 原告(V)は、被告(K)の妻に中古自動車を買却した。内金を除く残代金は金融会社(F)からの借入金をあてることになっており、このためにFに対する貸付申込をVが呈示した書類になし、Vはその共同申込者となった。そしてVは、消費貸借契約に基づく割賦金返還につき保証を引き受けた。Kが支払を遅滞したのでVは車を取戻した。Fから請求を受けた保証人Vはその責任を果たし、Fに支払った額の賠償をKに訴求した。KはAbzGによる保護を求めた。

〔判旨〕 棄却

〔判決理由〕 原審が、当事者の間に結ばれた売買契約は合意により売買代金が割賦で返済されるべきであったがゆえに割賦取引であるとしたのは正当である。

§ 5 AbzGによれば、売主が留保した所有権に基づいて売却したものを再び取戻した場合には解除権の行使とみなされる。従って、Vが売買契約上彼に存する権利を行使して、Kに目的物の引渡を要求し、それをもって損害の填補にあてる場合には、§ 5 AbzGの要件を満たすことになる。Kは消費貸借契約において、次のことを約した。K車の所有権は担保のためFに譲渡する。K所有権移転に関する合意はこれによって成立し、引渡は、車を

貸借の方法でKに使用させるとの合意によってなされたことになる。Kはこの時点までは車を自由に使用する状態にはなかった。なぜなら所有権はKが売買代金を完済するまでVに留保されていたからである。従ってFに対する担保権設定行為は、車の所有権者Vが所有権移転に同意することによってのみ有効なものとなる。Vは適切な行為によってこの同意を与えた。そして更に、一方でF K間に合意が成立し、他方でVがKの貸金債務につき連帯債務責任を負担した。それによって、FはKが消費貸借契約により負担した義務に従がわなかったという理由で、車を自分に引渡させる資格を得たのである。

しかし、この理由でなされたVによる車の取戻は、Vが固有の権利に基づいて車を取戻した場合と同じではない。何故なら§ 5 AbzGによれば、§§ 1～5 AbzGの規定は、割賦取引の目的を他の法形式で達成することを意図している契約に適用されるからである。

この場合に当事者がAbzGを回避する意図を有していたかどうかは問題とならない。〔第二次大戦前の判例をあげて論ずる⁽²⁴⁾〕 これらの場合には、F V間の組織的連結・経済的従属性がAbzG適用の要件となっていたのである。本件では、この要件が存在しなかったか、あるいは存在したとしても当事者が主張してはいな

料
い。しかし、おそらくは割賦取引と売買契約との間には特別の経済的關係があり、それを当事者と金融会社が望んでいたと考えられる。そしてこのことが *§ 5 AbsG* を本件にも適用することを正当づけるのである。

本件では、Fの権利がFによって主張されたのではなく、VがFから譲受けた権利を主張したという点に特殊性がある。Vは、KのFに対する消費貸借契約上の債務につき、保証人としての責任を引き受けたのであるから、Fはその債権をVに対して主張しうる。そしてVがその責任を果たした後、VはKに対する権利を取得する。

Vは譲渡された権利を主張したのであるが、やはりKは *§ 15, 6 AbsG* にしたがって、車の取戻という事実を理由に、全取引の趣意的消滅を主張しうる。すなわち、VがKに対して貸金返還を求める権利は、もはや存在しないといわなければならない。

判例(4) BGH Urt. v. 9. 10. 1951 ^(H)

【事実】 23. 1. 1950 にVはKに対し中古自動車を3600 DMの代金で売却した。その際に交した確認書によれば「内金200DM。200DMについては、Fより金融を受けて現金で支払う。その支払は25. 2. 1950 を第一回とし以後毎月二五日を満期とする額面

金額410DMの手形を九通発行する。残りの600DMについては、額面金額300DMの手形を二通発行する」とあった。一月一日の売買申込では、VがKの義務履行まで車の所有権を留保するとされ、Vが仲介したFとKの消費貸借契約でFが車の所有権を取得することになった。六月一日にFは2082. 10DMの債権を確認し、五月二五日満期の手形が履行されなかったことを通知し、Vに可能な限り迅速に車を換領するように命じた。これより以前、六月四日にVは五月二五日満期の手形が履行されなかったことを理由に車を取戻した。そして利息と共に3505. 10DMの支払をKに訴求した。

Kは、車の売買は割賦取引であり、*§ 5 AbsG* によりVの取戻は、解除とみなされる。従ってVは契約の履行を求め得ないと述べた。

一審・二審ともにVの請求は棄却された。

【判旨】棄却

【判決理由】一月一日及び一月二三日の文書により、車がKに割賦取引によって売却されたことは明らかである。*AbsG* はその六条で、一条から五条までの規定は割賦販売が他の法形式で行なわれる場合にも適用があるとしている。本件では割賦取引の目的を、割賦販売が全関係者の合意による消費貸借契約と結びつい

しており、それで契約全体を補完ということによって達成しようとしている。§ 6 AbsG はこのような場合にも適用されなければならない。AbsG の規定は、他の法形式の契約がなされる場合のみならず、割賦取引が、二つの契約がその一体性のために補完的であろうというやり方で互いに結びついている場合にも適用される。

本件はまさしくこういう事案である。V と F は、K に車の売買代金の分割払を可能にするために結びついたものである。消費貸借契約の成立は契約書から明らかなように、この目的のためにのみなされたものである。三者が共同した場合には、K にとつては通常の割賦販売と何ら差異を有しない経済的地位が生ずる。このことは所有権の移転についてもあてはまる。つまり、K に F を紹介し、K F 間に消費貸借契約の締結と、担保権設定に関する合意をもたらし、V は、K が車の所有者であるということを確認したことに外ならないからである。V は売買契約と同時に消費貸借契約を締結させなければ、国民経済的な要求である車の割賦販売の危険を負担することができないと主張するが、この主張は効果的ではない。なぜなら、V は K が履行しなかった手形を自分で履行しなければならなかったのだから、いづれにしてもこの危険から解放されないからである。F が残代金を一括して払渡すことによつて、V は流動資本の獲得という有利性を得るのである。この個

人的有利性という観点から、K の保護をめざしている観点すなわち AbsG の適用を排することを妥当とはしない。

以上のことはすべて AbsG の規定を、互いに関係しあひ補足しあう契約に適用することの法的な根拠となる。それゆえ、売却した商品の取戻が V によるのか F によるのかということは問題とならない。

AbsG の適用によつて、V による車の取戻は解除権の行使とみなされ、売買契約の履行を K に求めることはできない。

判例(5) BGH Urt. v. 11. 11. 1953⁽⁵⁾

〔事実〕 被告は会社、原告(K)はその代理商である。K は V より中古車を購入するために会社に金融を求めた。会社はその車を K が利用することによつて自己の売上増大を図る目的で金融を認めた。その条件は次のとおりである。会社が V に代金を支払ひ、K の会社に対する資金返還は割賦でなすが、それは K が会社から受くべき手数料と清算する。車の所有権は代金完済によつて K に移転する。K は自分の外に少なくとも三名の代理人を使つて会社のために活動する義務を負う。以上のとおりであった。

K がこの義務に違反したので両者合意のうえ委任関係が消滅した。会社が車を取戻したので K は割賦金と清算した手数料の返還

料を求めた。その主張の根拠は§§ 1, 6 AbG⁽²⁾である。

【判旨】 認容

【判決理由】 AbGの目的は、経済的弱者たる買主を売主の不当さから保護すること、及び買主の経済的圧迫状態とそれによつて売買代金を分割せざるを得ない支払能力に帰因する損失から保護することにある。

判例・学説においては、AbGは割賦販売の売主と買主との間に第三者が金銭貸主として介入してくる売買に適用されるという点で争いはない。そして消費貸借契約においては、売買契約が第三者との消費貸借契約と次のように結びついている場合にはまさしく§ 6 AbGの取引である。すなわち両契約が一体を形成するとき、買主が両契約の結果、経済的に通常の割賦販売における買主と同じ地位に立つときである (BGHZ 3, 27)⁽³⁾。

正当にも控訴裁判所は、本件はこの場合にあたるとした。

本件において被告(会社)は売主の地位にあり、原告(K)は被告が彼に車を割賦で売却したと同様の法的・経済的地位にたつ。この場合に、その割賦金の支払方法が、Kが会社から受くべき手数料と清算されるというのは重要ではない。売買契約はなるほどKとその当時の車の所有者であるVとの間で締結された。しかしそのことだけでは、車の所有権が会社とVの意思に従つて

Kに移転するということはできない。この問題は当事者間の内部関係によって判断されるべきことである。Vにとっては、売買代金さえ得れば、車の所有権が会社に帰属するのかKに帰属するのかについては関知する必要はない。控訴裁判所では、当事者の主張と当事者間の契約から、次のように判断された。車は会社の所有に属し、その車をKに使用させていた。車の所有権はKが貸付を受けた額を完済すればKに移転する。貸金の返還はKが会社から受くべき手数料(代理商としての)と清算する。会社とKは委任関係を終了させた。会社は車を取戻して他の代理商に使用させた。以上のことからわかるように、会社は車を自己所有の如くに扱っている。このような事実関係において、会社は経済的には割賦売主の地位にあり、他方Kは彼に對し経済的には割賦買主と同じ地位にある。すなわち当事者は割賦販売の目的を有しており、§ 6 AbGにいう隠れたる割賦取引にあたる。従つて会社による車の取戻は、§ 5 AbGにより契約の解除とみなされ、それに基づき§ 1 AbGによつて自己の受領したものを相手方に返還する義務を負う。

「Kが、Vとは全く関係のない第三者から金融を受ける場合には別の考察が必要であると述べて続ける」本件では会社は売買契約の成立に経済的利益を有していた。彼は自己の売上増大のた

めにKが車を購入することに援助を与えたのである。会社とKの間の消費貸借契約と、KV間の売買契約は直接的な関係にある。貸主が割賦金融を営業としてなしているということと、一定の売買に金融を与えることに経済的利益を有しているということは区別しえない。決定的なのは売買契約と消費貸借契約が、一方の成立なくして他方も成立しえないという具合に結びついているということと、貸主が売買に固有の利益を有しているということである。この要件が存在し、買主が自己の財産状態では割賦で支払う手段しか残されていない場合には、このような買主は売主と直接に割賦販売契約を結んだ買主と同様の保護を受けるに値する。固有の利益において売買に金融を与え、割賦で弁済すべき旨を表示し、通常の割賦販売で買主に要求する担保を約束させた貸主は売主の地主の地位にあたる。上告理由は、売買契約の成立に対して利益を有しない旨を主張するが、売上増大という利益が存する。本法廷は、当事者間の合意が経済的に通常の割賦販売と同様の意味を有し、更にKが商業登録簿に記載されていないということに争いがないのであるから、§ 6 AbzGが適用になるとの控訴裁判断の判断に賛成する。

判例⑥ LG Wuppertal Urt. v. 22. 12. 1966⁽²⁾

〔事実〕 本件において、事実関係は紹介されていないが、推測するところ次のようなものであろう。KはVから洗濯機を買ったが、売買代金につき、K・V・卸売商が共同でFに対して貸付申込をなした。貸付条件には、目的物を第三者に引渡すことを禁ずる条項が存在していた。その後Vは、Fの同意なくして目的物を取戻した。FがKに対して貸金の返還を訴求した。

〔判旨〕 棄却

〔判決理由〕 被告Kは、Vによる目的物の取戻によって、売買契約・消費貸借契約に基づく原告Fに対する割賦金支払義務から解放される。

学説・判例で一般的に承認されているように、AbzGの規定は、解除に際しFがKに対して有する消費貸借上の権利は§ 1—3 AbzGに定められた請求権に限定されるというやり方で、いわゆる隠れたる割賦取引に適用される。その場合には、解除がVあるいは契約に関与した第三者によってなされたのかは問わない。何故なら、VとFは一体としてKに相対したからである。Kの地位は単純な割賦販売におけるそれと全く同一なのである。

本件で問題となっている事案が、売買と消費貸借が内部的に結びついており、一体とみなしうる取引、そしてしかも隠れたる割

賦取引であるということには疑いの余地がない。両契約は同一の書面でなされ、その条件においても明らかに関連性を有している。Vによる目的物の取戻は、§ 5 AbsGの要件を満たし、解除権の行使とみなされる。

Vは留保売主であり、売買・貸付条件の定めにかかわらず、留保権を有していた。その定めによれば、Kの代金支払義務は、Fによる貸付承諾に基づいて貸金がVに払渡されることによって履行され、商品の所有権はKに移転することになっている。

卸売商との契約によって、Vは代金支払という停止条件付所有権を取得した。従ってVは卸売商に対し代金を支払う以前には、Kに対し完全な所有権を譲渡しえない。しかしまた貸付額が卸売商に払渡されたとしても、直ちにVの満足をもたらすことにはならない。つまり、債権者が金銭の受領と同時に、借主としてその返還につき責任を負担する場合には債権の満足を受けたことにはならないのである。卸売人及びVが完全なる満足を得る前に所有権を手放すことは、生活経験に矛盾し、契約中に明白に定められていないがゆえに認められない。従って、Vが売買代金債権の究極的満足を受けていない場合はなおVに目的物に対する留保所有権が帰属し、これに基づいて目的物を取戻し得る。そしてこの場合には§ 5 AbsGにより契約解除の効果が生ずる。消費貸借契約

中に、「KはFの同意なくして商品を第三者・売主に引渡すことは許されない」との条項が存するか否かは問題とならない。その文言はK・Vに対する注意的な意味を有するにすぎない。

消費貸借契約¹⁾ Nr. 7の規定を根拠とするFのKに対する損害賠償請求はここで考察する余地がない。なぜなら、Kは任意に目的物を処分したり、Fに損害を与えるようにVに引渡したのではなく、単にVの法的地位によって妨害しえない差押を黙認したにすぎないからである。

しかしながら本法廷は、それはともかくとして、AbsGの保護目的が及ばないのは、目的物を取戻されてなお売買代金を請求されることがありうるものがKに充分認識されている場合であるとの考えに立つ。本契約中に表現されている法律状態・法律関係はKにとっては通常理解しえぬものであり、Kは、V・Fが一体としてのみ自己に対していると考えている。しかし、たとえ、Kがそのように考えていなかったとしても、Kが自ら商品を引渡したのではなく、引渡をVに要求されたという事実が決定的な意味をもつことになる。

判例(7) OLG Stuttgart Urt. v. 4. 1. 1967⁽²⁰⁾

〔事実〕 FはKに乗用車購入のため貸付を承諾し、その車に

担保権を設定した。Kが手形引受人としての責任を果たさなかったのでFは消費貸借契約の解除を通知した。その間に毀損した車を差押、後に換価した。Fは全貸付額の返還と、拒絶証書作成の費用の賠償を求めた。

〔判旨〕 棄却

〔判決理由〕 一、AbzGは一方で買主が一見して有利なようにみえる支払条件のため経済的に不合理な判断をすることから保護することを目的としている。特にKがVにより目的物の占有と利用を奪われたのに、割賦金支払義務を免れないということがその典型であろう。

V自身が信用を与えるのではなく、売買代金をKが第三者から借り入れ、売買目的物にその担保権を設定する場合、Kにとっての経済的地位は、通常の割賦販売におけると同様である。それゆえ判例は§ 6 AbzGを拡張解釈し§§ 1-5 AbzGの買主保護規定を、第三者との消費貸借契約にも適用することに傾いている。その傾向は、たとえ売買契約と消費貸借契約が法的に二つの独立した契約であることが確定された場合にもみられるものである。

二、買主にこのAbzGの特別な保護を与えるか否かという問題と次の問題は区別すべきである。すなわち、いかなる要件の下で、Kが売買契約に基づく抗弁——BGBから生ずるもの、例えば商

品瑕疵・売買契約無効——をもって貸主の貸金返還請求に対抗しうるか、あるいはそもそも認められるか否かという問題である。

第一の問題は第二の問題とは異なる保護觀念に関するものであるから、ある保護を認める要件の同等性を求める必然性はない。LGは適切にも、BGHZ 37, 94⁽²¹⁾は本件の先例とはなり得ないと述べている。つまりその事案では貸主に対する瑕疵抗弁の許容性の論究にあたり、貸主と売主との間に一定期間継続する取引関係が議論の対象となったのであり、その存在が一般的要件となるかということについては論ぜられなかったのである。

三、本判決の結論は、消費貸借契約を売買契約から分離したにも拘らず、§ 6 AbzGにより、§§ 1-5 AbzGが消費貸借契約に適用されるかということにかわりをもつ。

(a) この問題はVが固有の、そして法的にVから独立している兄弟会社だけに金融を与える場合 (KG, JW 1931, 76)⁽²²⁾ あるいは、貸主が彼の債権をVの共同責任という形で、例えば手形振出人、保証人、連帯債務者として担保させる場合 (BGHZ 3, 25)⁽²³⁾ には肯定すべきである。また貸主が消費貸借から生ずる利益を超え、売買契約の成立・貫徹にも固有の法的・経済的利益を有する場合 (BGH, NJW 1954, 185)⁽²⁴⁾ にも同様である。

(b) 割賦で返済すべき消費貸借の合意があるに拘らず、通説に

よれば、§ 6 ABG は売主と貸主が互いに関係のない場合には適用がない。何故なら、貸主に対し担保に供する対象が、貸付を受けてはじめて取得する売買目的物であることを知っているのが買主だけであるからである。しかし本件ではそのようなことは主張されていない。

(c) 貸主が ABG の買主保護規定をもって対抗されるか否かを考える場合に、売主が売買契約と消費貸借契約の間に存する経済的連関を知っていることは些細なことである。貸主と買主が知っているということだけが基準となりうる。更に、貸主が消費貸借契約締結時に既に売主を知っていたかどうか、彼がしばしば一定の売買契約に金融を与えていたか否かということも問題とはならない。すなわち、これらのことはすべて、当該の買主の保護必要性にとつては、貸主の保護必要性にとつてと全く同様に、複雑化し割賦販売たる金融関係に ABG を適用することに対しては決定的な要素とはならないのである。

(d) 本法廷の理解によれば、貸主による貸付がある一定の目的物の調達のために認められたということが、§ 6 ABG の適用にとつて決定的且つそれだけで充分なる要件である。売主・貸主の役割が二人に分配されているという特殊事情を意味のないものとする二つの契約の緊密関係は、この要件の中にのみ存するのであ

る。つまり、この要件が存する場合には買主にとつてのみならず、貸主にとつても、ABG における本質的な要素において、彼らの地位は貸主から割賦で目的物を購入した場合と全く同様だからである。

割賦買主に典型的な危険はどんな形態をとろうと同じである。しかし ABG の保護に値するか否かについては自ら限界がある。当事者がその取引が「隠れた・不真正の」割賦取引であることを認識すべきであった場合、特に買主が支払義務を免れないのに、目的物の占有と利用を失なうような場合である。

以上に見てきた如く、判例はすべて、ABG を適用して買主の保護を図っている。この結論に至るまでの構成を図式化すると次のようになる。

- ① 売買契約と消費貸借契約の経済的緊密関係を肯定。
 - ② この取引は隠れたる割賦取引である。
 - ③ § 6 ABG を適用。
 - ④ F による目的物の取戻は § 5 ABG の解除権の行使である。
 - ⑤ 契約解除。
 - ⑥ F の消費貸借契約上の K に対する債権は消滅する。
- これを見ると、②～⑥に至る過程は容易に理解しうるが、①の

点ではその肯定の根拠において更に細分化される。

まず緊密関係を肯定するためには、買主が通常の割賦販売買主と同様の経済的地位に立つこと、及び、両契約が不可分の一体性を形成することが要件となる。この要件の前者のみが存する場合には、緊密関係を肯定しえない。すなわち、この場合にも緊密関係ありとすれば、買主が売主とは全く関係のない第三者から割賦で返済すべく貸金を認められ、それを用いて自由に商品を現金購入する場合にも AbG の適用性を肯定しなければならぬであろう。そこで AbG が予定しているとはいえず、当事者の意思にも合致しないことは明白である。

更に、後者の要件が認められるためには、金融会社と売主の間に継続的取引関係（この関係は通常、基本契約という形で存在する）があることと、金融会社が売買契約の成立に固有の利益を有していることが必要である。この利益は通常、割賦金融手数料、利息という形で現われている。この点で判例(5)の立論は注意を要する。この判例は貸主と売主の関係を論ずることなく、貸主が売主の地位に立つことと、売買契約の成立に経済的利益を有していることを理由に AbG を適用した。そしてその利益概念を、売買契約で取得した目的物を買主に使用させることによって獲得する間接的利益にまで拡張している。

AbG の消費貸借方式への適用可能性の問題について学説は分かれていた。

Herbert Wendt はこの命題に否定的である。すなわち、AbG の特別法的性格を強調し、拡張解釈を許さない。「この判断に際して経済的要素を加味することは、売買契約たる地位に他の契約が加わっている場合、すなわち経済的に売買契約に一致し、従って、動産の取得（§ 1 AbsG）を目的としている場合にのみ許される。消費貸借契約は動産の取得を目的としているのではなく、単に売買代金の金融のためになさるにすぎないものである。ゆえに § 6 AbsG の、隠れたる割賦取引とみなすことはできない」⁽⁵⁾

Jacob Meyer は Wendt に原則的に賛成しながらも、売買契約がはじめから法的な効果を生じなかった場合には買主を保護しようとするが、それは AbG の適用性を云々するのではなく、両契約の一体性から導びかれる。「売買契約は消費貸借契約の基礎である。売買代金債務が法的に発生しなかったり、売主の詐欺を理由とする買主の無効主張によって消滅する場合には、買主に消費貸借契約を解除する権利を承認しなければならない。すなわち、売買代金債権が売買契約の処理を開始する以前に消滅すれば、消費貸借契約はその本質的要件を欠くことになる。これは取引基礎の不存在である（§ 139 BGB）。このような場合には、F が V に

貸金を払渡してたととしても、Kを消費貸借契約上の義務から解放しなければならぬ。

しかし、それ以外の場には、有効に成立した売買契約に基づく処理は、KV間で解決されるべきものであって、消費貸借契約とは関係のない事項である⁽⁹⁶⁾。

Marshall v. Bieberstein はこれに対し、AbzGの消費貸借方式への適用を肯定する。

「§ 6 AbzG に、いわゆる他の法形式による割賦取引の他の法形式は、売買と消費貸借が一つの割賦販売取引にまとめられている場合のみならず、信用保証が他の法形式で合意されている場合にも存在することになる。契約 (Verträge) に適用される」という文言はむしろいくつかの契約が合成されて割賦販売の目的を達成するときに二つあるいはそれ以上の契約に AbzG が適用されることを云っているのである。例えば、KV間で現金払による売買契約と、割賦で返済することを約した消費貸借契約が同時に締結された場合においては § 6 AbzG の適用は明白であろう。§ 6 AbzG に云う「貸借による物の譲渡は、一つの例にすぎない」。

消費貸借方式の場合には、KF間で『消費貸借契約は一定の売買代金支払のためにのみ認められ、貸金は直接Vに払渡される』

との合意があり、これによってKは通常の割賦買主と同じ状態におかれる。更に目的物にはFに対する担保権が設定されるということによってもこの状態が導かれる。貸金のVへの払渡前に売買契約の無効が明らかになれば、貸付は他の目的のために認められたのではないから、貸金の払渡を求めることは不可能である。貸金の払渡後、KあるいはVが売買契約を解除した場合には、Kは、Vに対し受領した貸金をFに返還するよう要求しうるが、自らへの返還を要求することはできない⁽⁹⁷⁾。

以上に述べた適用否定説・適用肯定説は § 6 AbzG の意味する「隠れたる割賦取引」がどこまでの取引を包含するのかという点で、前者は AbzG の特別的性格から厳格に定めるべきであるとする。後者は消費貸借方式が、§ 6 AbzG の文理解釈により同条にいう「契約」にあたるとし、その帰結を導びく補足として、買主の経済的地位が、通常の割賦販売における買主と同様の地位にあることを強調している。この判断をめぐると対立は結果的にはF・V側とK側の利益のいずれを保護するかということに帰着する。そして、その保護が問題となる端的な現われは、金融会社が一方で留保した所有権に基づいて目的物を取戻し、他方で消費貸借契約上の債務の履行——貸金返還——を買主に対して求めることが是認されるかどうかということである。その判断のポイント

は、通常の割賦販売買主と、消費貸借方式における買主が同一に扱われるべきかということにある。しかも買主にとっては、割賦で一定の品を調達するという結果は、いずれをとつても差異を生じない。問題となるのは専らF・V側の便宜である。従つて、本章の命題を肯定するか否定するかの分岐点はまさしく、AbzGを回避しようとするF・V側の努力をいかに考慮するかにあるといわなければならない。

- (1) NJW 1958, 869
- (2) Jacob Meyer, "Abzahlungsgeschäft und Finanzierungs-institut", MDR 1958, 79
- (3) § 6 AbzG 「第一条から第五条までの規定は、割賦取引の目的を他の法形式で、特に賃貸借の形式で物の譲渡を達成しようとする契約に適用される。この場合、物の受領者が後にその所有権を得る権利を認められるか否かを問わなう」
- (4) Crisoli-Ostler, Abzahlungsgesetz 5. Aufl. § 6 Anm. 11
- (5) Marschall v. Bieberstein, "Das Abzahlungsgeschäft und seine Finanzierung" 1959, S. 126
- (6) § 5 AbzG 「売主が、彼に留保した所有権に基づき、売却した物を再び取戻した場合には、その取戻は解除権の行使とみなされる」

(7) § 4 Abs. 2 AbzG 「買主が負担した債務の不履行によつて残代金債務が弁済期に達するとの合意は、少なくとも、二回の継続した割賦金支払を全部又は一部遅滞した場合、しかもその額が少なくとも物の売買代金の一〇%に達する場合にのみ有効である」がその例である。

(8) MDR 1950, 220

(9) この事案は、Kが割賦金支払を遅滞したため、Fが目的物(自動車)を取戻し、換価、更に、消費貸借契約上の債権の不足分を、裁判外で請求したので、Kが、債務不存在確認を求めて訴を提起したものである。一審、K勝訴、二審、K敗訴、上告審、破棄差戻。第三審、上告審とAbzGの適用性については、これを否定している。「FとVは、緊密な関係にはあるが、VがFの薬人形であるというには、十分なものではない。従つてFが売主であるといえず、§ 6 AbzGの隠れたる割賦取引とみなすことはできない」。

本件では売買契約成立以前(一ヶ月前)に、F・K間で消費貸借契約が結ばれていたということがポイントになっているように思われる。ただ判決の結論としては、消費貸借契約が、良俗に反する(条件の苛酷性)として、§ 138 BGBにより、無効とされたものである。

(10) この事案はFの他に、生産者Hが介在していた。これらとVを含めた売主側の関係について、VはHの薬人形、HとFは、FがHの兄弟会社であるがゆえに、事実上同一

とされた。従って、売買と消費貸借は、分離され難く、単
純な割賦販売と判断され、AbGの適用ありとされた。

- (11) 本件の事案も注(10)の判例と同様に生産者H、Hの兄弟
会社F、Vの三者が売主側にある。判決は§ 5 AbzGを適
用し、FのKに対する支払請求を否定した。理由づけとし
て、FとHの経済的一体性、VとHの経済的従属性をあげ
る。そしてそれ以上に、K・Vが割賦販売の意図を有して
いたことが決定的であるとする。このことはまず、Kが経
済的に通常の割賦販売と同様の地位に立つこと、そしてV
はFに対して共同責任 (Mithaftung) を負担した結果、割
賦販売に固有の危険は依然としてVに留まっていることに
よって理由づけられた。

(12) MDR 1951, 677

- (13) ここでは、三つの判例があげられている。注(9)の判
例、注(11)の判例そして、RGZ 152, 283の三つである。

この最後の判例は、事実関係を全く異にしている。つま
り、VはHとの委任契約で、信用調査義務・競業禁止の点
で、完全にHに従属していたのである。売買目的物は、H
の生産になる貨物自動車であり、Kが、修理のためVに引
渡した際に、Hは、支払遅滞を理由に、車をVに留置させ
た。その後Vが破産したのでHはVの破産管財人と協定を
結び、車を留保所有権に基づき取戻し、残代金債権を破産
財団に譲渡した。そこでKは、§§ 1, 2, 5 AbzGにより、

既に支払済の額と、使用料とを清算し、残額をHに対して
訴求した。RGは、控訴審の判断を容れて、Vの本取引に
介在する仕方は、Hのロボットとして、そして経済的にH
に従属する中間者としてのそれであり、他方Hは、AbG
の法的制限の回避を意図した取引の主体であるとした。そ
の結果、Hは割賦売主であり、KはHから割賦で車を購入
したことになる。かようにして、AbGが適用された。

- (14) BGHZ 3, 257; NJW 1952, 141. 本件は判例(3)の上告審
判決である。

(15) NJW 1954, 169 本件は、金融会社が介在している事案
ではなく、会社が自己の代理商たるKに対して金融を与え
たものである。

- (16) § 1 AbzG: 「買主に引渡された動産の代金が、割賦で支
払われるべき売買において、売主が買主の債務不履行を理
由として契約を解除する権利を留保した場合、この解除が
なされた場合には、各当事者は自己の受領したるものを
相手方に返還する義務を負う。これに反する合意は無効で
ある。この解除権の留保は、売主が買主の債務不履行によ
り、法律によって契約の解除を要求しうる場合にも、同様
に成立する」

(17) 判例(4)

(18) § 8 AbzG 「この法律の規定は、物の受領者が商人とし
て商業登録簿に記載されている場合には、適用されない。」

- (19) NJW 1967, 1280
- (20) NJW 1967, 2016
- (21) これは本稿第三章で紹介する。
- (22) 注(1)参照
- (23) 判例(4)
- (24) 判例(5)
- (25) MDR 1957, 390 “Abzahlungsgesetz und Finanzierungs-institut in der Rechtsprechung”
- (26) MDR 1958, 79 “Abzahlungsgeschäft und Finanzierungs-institut”
- (27) Das Abzahlungsgeschäft und seine Finanzierung, 1959

金融割賦販売の諸形態における 契約書の一例

(いずれも Crisolli-Ostler, Abzahlungsgesetz,
5. Aufl. S. 407 ff. による。)

A 型

WAREN-KREDITBRIEF (信用票)	ZAHLUNGSANWEISUNG (チケット)
----------------------------	-----------------------------

(信用票の裏面)

注意事項

このチケットは我々の取引においては、額面通りに現金として通用する。ペニツヒ以下の端額は、現金で支払われる。

チケットの使用に際しては信用票と共に呈示さるべきであり、それらが分離された場合には、有効性を失なう。

チケットは発行の日から90日間有効である。要求ある場合には、30日間延長される。

信用票の毀損、濫用に伴う不利益は借主が負担する。信用票の発行・交付は、原則として、写真を付した身分証明書の呈示がある場合にのみなされる。

金融会社と買主の契約 (契約書の表面)

WKV Waren-Kredit-Bank GmbH Nr. _____

WKV Waren-Kredit-Bank GmbH, München は私に
DM150. — の貸付を認めた。この貸付は裏面の一般的条件と、
私になした自己報告をその基礎としている。

私はこの貸金を6期に分割し、各期毎に信用手数料として1%
DM 9, — 及び手数料 DM 2, — 計 DM11, — を加えて返還
する義務を負う。

この債務は次のように支払われる。

- 1 期 ___ 月 ___ 日 DM. 31, — 我々は不明確な記載をしないよ
 - 2 期 ___ 月 ___ 日 DM. 26, — うに、また口座番号を脱漏せぬ
 - 3 期 ___ 月 ___ 日 DM. 26, — ように留意する。
 - 4 期 ___ 月 ___ 日 DM. 26, — 住所の変更は直ちに通知する。
 - 5 期 ___ 月 ___ 日 DM. 26, —
 - 6 期 ___ 月 ___ 日 DM. 26, —
- 計 DM. 161, —

支払は WKV Waren-Kredit-Bank GmbH. の徴収課あるいは
為替番号 München 74156 においてなすものとする。

WKV の債権を担保するため、私は、その貸金、年金、収入等
の差し押え可能な部分を譲渡する。

私は _____ の雇傭下にある。

私は、特に一般条件7項を認識し、それに従がい商品の購入の
時点でその商品が WKV に譲渡されたものとみなす。

私の最新の自己報告による財産状態は私の不利益になるように変更しない。私は請求された額を、自己の生活状態を顧慮することなく合意に従って返還する。

私は上述の額面のチケットを受領した。

私はこの貸付の期間内は、他の割賦金支払義務を負わない。

私は、WKV の一般条件に従がうことを誓う。

München, den _____ 19 _____

氏名 _____

住所 _____

代理人署名 _____

WKV Waren-Kredit-Bank GmbH. の一般条件 (契約書裏面)

- 1 WKV が認めた信用は、WKV と取引関係にある売主から商品を購入する場合にのみ用いられるものである。WKV の信用票は売主に対しては、購入資格及びチケットの額に関する証明となる。個々の購入に関しては売主はチケットの額面において、商品引渡義務を負う。ペニヒについては現金で支払われる。売買代金は現金正価とする。割引を要求することはできない。
- 2 貸付申込の労力に対しては DM 2, 一の手数料が加わる。
- 3 買主は信用票の細心の保管義務を負う。したがって無資格者によっては使用され得ない。その毀損・濫用により生ずる損害は買主が負担する。
- 4 割賦金支払は、表面で定めた満期から 3 日以内になされなけ

ればならない。買主が一回の割賦金の全部又は一部を 14 日以上遅滞した場合、WKV はその督促料として DM 一, 50 を徴収しうる。

- 5 割賦金支払が 1 ヶ月以上遅滞された場合、WKV は支払に至るまで遅滞額の 1% を遅延利息として請求しうる。
- 6 信用票の有効期間は 3 ヶ月である。この期間は顧客の求めに応じて更に 30 日間延長されうる。顧客が重大な事由から信用票の完全な使用を妨げられた場合には未使用のチケットと共に信用票は遅くともその有効期間経過後 2 ヶ月以内に WKV に返還されなければならない。6 ヶ月以上経過した場合には、もはや返還されえない。但し、特別の例外的事情がある場合には、この限りではないが、その判断は専ら WKV に委ねられる。
満期前の信用票の返還の場合には信用手数料は 3 ヶ月分となる。
- 7 WKV が顧客に対して有するあらゆる債権の担保のために、顧客は、売主から引渡を受けた商品の所有権を WKV に譲渡する。その所有権は、顧客が、売主より商品の引渡を受けると同時に WKV に移転する。占有の移転は顧客が、売主に対して有する引渡請求権を WKV に譲渡すること、及び、引渡の後、商品は WKV により顧客に無償で貸借されるということによってなされる。商品が交換された場合、その交換された商品が本来的なものとなる。WKV が完全なる弁済を受けることによってはじめて商品の所有権は顧客に移転する。

- 8 WKV は顧客が2回の継続した割賦金支払を全部又は一部遅滞し、遅滞額が少なくとも全貸付額の4分の1に達する時には残額を直ちに返還請求しうる。顧客が理由の如何を問わず、彼の職を辞したり、住所を国外に移転したり、あるいは彼のなした自己報告の記載が虚偽のものであったことが判明した場合にも同様である。
- 9 顧客が雇傭主から解雇され、又は、彼の地位に不利益な変動が生じた場合彼は直ちにWKVに通知しなければならない。そのような結果の発生後は、信用票による以後の購入は許されない。予め、WKVの承認がある場合にはこの限りでない。
- 10 顧客は、住所、個人的関係、並びに勤務地に変動を生じた場合には直ちにWKVに通知しなければならない。
- 11 口頭での合意は存在しないものとする。
- 12 両当事者の履行場所はWKVである。裁判管轄は、訴額に拘らず区裁判所である。しかしWKVは具体的事件によっては、地方裁判所を選択することができる。

〔なお重要な6点〕

- ※ 負担した義務が、予定された通りに履行されている場合には、我々は喜んで更に貸付をなす。
- ※ すべての支払は我々の徴収課又は為替番号 München 74156 にてなされる。
- ※ 通信においては、詳細なる住所と勘定番号を常に記載する。
- ※ 住所又は勤務地の変更は遅滞なく通知しなければならない。

- ※ 金融の承認には身分証明書 の 呈示が必要である。
- ※ 取引の時間、月曜から金曜まで 8:30～18:00 土曜日 8:30～13:30

金融会社と売主の契約

- 1 商品引渡 a) 売主は彼の扱っている商品をWKVが指定した顧客に引渡さなければならない。WKVの顧客は、現金購入者に対しても売主が認めると同じ価格・条件にて商品の引渡を求め権利を有する。

現金購入者に対してはいかなる割引をもなすことは許されない。

信用票 b) 顧客は売主にチケットのついた信用票を呈示する。チケットの額面は次のとおりである。

DM1,—, DM2,—, DM5,—, DM10,—, DM20,—, DM50,—.

売主による顧客への商品の売渡は、信用票にあるチケットの額面の最高額に達するまでなされる。それを超えた場合に顧客は不足額を現金にて支払わなければならない。ペニツヒは顧客が常に現金で支払う。

売主は、額面 DM10,— 以上のチケットをより小さい額面のそれと交換する権利はない。

c) 顧客は、売買が成立した後にじめて信用票とチケット(代金相当額)を売主に呈示しなければならない。切り離されたチケットは信用票と共に呈示された場合にのみ受領され得

る。

売主は信用票の番号とチケットの番号が一致するか否かを確かめる。

売買代金相当のチケットの交付により、顧客は商品の受領資格を得る。

調査と回収 d) 信用票の裏面と、個々のチケットには振出日付がスタンプされる。チケットの有効期間は90日である。この期間は顧客の求めにより30日間延長される。

削除又は修正された信用票、チケットは無効である。それらは売主が回収し、遅滞なくWKVに送付しなければならない。

e) 顧客から受領したチケットは、売主により計算された差引勘定書とともにWKVに送付される。

附加的貸付の禁止 f) 売主は、自分で顧客に対し附加的信用を認めることは許されない。

損害の責任 g) 売主がこの契約上の義務に違反した場合には、それにより生ずる損害につき責任を負う。

2 報酬 WKVは信用票に基づいて売主がなした売買の総代金の4%を手数料として売主から得る。売主が適法になした信用売買についての危険はWKVが負担する。WKVは顧客から手数料・諸費用を徴収する。

3 清算と支払 売主による信用販売の期は、ある月の11日から翌月の10日迄とする。この期間内に適法な信用票から切りとられたチケットを、売主は遅くとも各月の12日までにWKVに呈

示する。

12日迄に呈示されたチケットの額面の50%は、その地のWKVの取引銀行によって同月の15日にVに支払われる。各日の未日にWKVはその月の12日までに呈示されたチケットのすべてについて清算を行なう。12日以後に呈示されたチケットについては次の清算期に清算される。

支払としてなされたチケットは、顧客が商品を受領している場合にのみWKVによって清算される。

4 顧客に商品が引渡されると同時に、その所有権はWKVに移転する。これは、WKVがKに対して有する割賦金その他の費用の支払債権の担保としてなされるものである。

5 契約期間と解約 この契約は直ちに効力を生じ、3年間継続する。

この契約が一方当事者により、6ヶ月の告知期間を定めて書面による解約がなされなかった場合には、契約は1年間継続する。

WKVは次の場合には直ちに契約関係を解消しうる。売主が重大な契約違反をなした場合。売主が催告に拘らず、この契約上の義務を遅滞している場合。売主の所有状態が変わった場合。売主について破産手続が開始された場合。売主が裁判上の和解手続を申し立てなければならない場合。

売主は、WKVが契約に著しく違反した場合には直ちに契約関係を解消することができる。

- 6 WKV は、この契約約款の必要的変更をなす権利あるいは、取引の技術的側面に関する処理の附加的基準をこの契約の枠内で附加する権利を有する。
- 7 契約関係が終了した場合に、売主は、WKV から事務処理のために受けとった書類、印刷物を遅滞なく WKV に返還する義務を負う。
- 8 この契約上のあらゆる権利・義務の履行地、裁判管轄地は、München, Augsburg, Regensburg である。
- 9 契約当事者間の全協定は書面形式によりなすことを要する。

B 型

<p>売 買 申 込</p>
<p>貸 付 申 込</p>

(表 面)

<p>売 買 保 証 条 件</p>
<p>消 費 貸 借 条 件</p>

(裏 面)

契約書表面

注文票番号 _____

男 氏名 _____ 住所 _____
 女

私は裏面の売買保証条件に従って申込をする。

商品番号	品 名	DM

売買代金 DM _____
 内 金 DM _____
 残 代 金 DM _____
 残代金は WKV-Kredit It. によって
 次の貸付申込に従がい支払われる。

DM _____

申込者 { 夫 _____
 妻 _____
 法定代理人 _____

貸 付 申 込

私は上述の内金を現金で支払ったことを確認し、下記の自己報告を良心に従ってなす。

仲介売主 _____

署名者は上述の注文票に基づき WKV Waren-Kredit-Bank GmbH, München, に対し残代金 DM _____ の貸金を求める。

自 己 報 告

氏名 _____ 旧姓 _____

料 DM _____

住所 _____

取扱手数料 DM2, _____

21才未満の子供の数 _____

回収手数料 DM _____

(未婚、既婚、離婚、再婚)

すなわち貸付総額 DM _____

身分証明書番号 _____

職業 _____
 雇傭主 _____
 _____ 年以来 週給 DM _____
 月給 _____
 自営の場合 _____
 従業員数 _____
 純益 月額 DM _____

第1回支払 _____ 月 _____ 日 DM _____
 _____ 以後毎月 _____ 日を支払日とし DM _____ を支払う DM _____ 裏面の消費貸借条件を承認する。支払は専ら WKV-München, 振替口座 München 4350 になす。
 目的物は全貸付額の返還に至るまで WKV-München に担保のために譲渡される。(消費貸借条件 2, 3 を参照)

申込者 { 夫 _____
 妻 _____
 法定代理人 _____

我々署名者(売主、卸売商、生産者)は、上記の貸付総額の WKV München への返還を保証する。消費貸借条件を我々は承認する。

 売 主 | 卸 売 商 | 生 産 者

契約書裏面

売買条件・保証条件

1 買主は表面でなした申込に、署名後4週間拘束される。但し

より長い期間を合意した場合はこの限りではない。申込は目的物の引渡によって承諾されたものとみなす。しかし遅くとも売主が売買代金を受領した時点である。履行はいずれにしても、目的物の送達によってなされたものとみなされる。

2 買主の残代金支払義務は、貸付申込に基づき WKV München が売主に、あるいは売主との合意の下に第三者に残代金を払渡すことによって履行される。WKV München が買主の貸付申込を承諾しなかった場合には、売主は1で定めた期間内において買主が貸付申込の定めに従って売主に残代金の支払をなすことを認めるということを表示しうる。

3 WKV München による残代金払渡によって、買主は目的物に対する所有権を取得する。この時点で売主がなお目的物を譲渡していなかった場合には、売主はそれを買主のために保持しているのである。

4 ラジオ、テレビが目的物である場合には、買主はその受領後遅滞なく当該の郵便局に届ける義務を負う。

5 目的物についての何らかの異議は遅滞なく売主に届けなければならない。目的物に瑕疵があった場合には、取消、減価あるいは損害賠償の可能性を排除し、目的物の修繕のみに限定される。追完のため、売主の求めに応じて目的物は売主に引渡される。

6 買主の支払遅延を理由とする売買契約の解除の場合には、売主は、次の請求権を主張しうる。

a) 運送費、その他の特別な費用、並びに買主の過失によって生じた損害の賠償。

b) 使用料と使用による価値の減少に基づく商慣習上の補償

- 7 注文票に基づくあらゆる請求権の履行場所と、裁判管轄地は、売主の営業所の存する場所あるいは売主の選択による München である。
- 8 売主により書面にして確認されたことだけが合意されたものとみなされる。買主は注文票の謄本を保持していることを確認する。
- 9 この条件の一部が法的に無効であっても、他の条件の有効性が失なわれるものではない。
- 10 補充的に具体的な場合に合意される特別の売買条件・履行条件は効力を有する。互いに矛盾する場合には注文票の内容が優先する。

消費貸借条件

1 消費貸借契約の成立

貸付申込は WKV München が、その到達の2週間以内に買主のために残代金を売主、あるいは売主との合意の下に第三者へ払渡すことによって承諾されたものとする。申込の承諾は WKV München が申込者に遅滞なく通知する。この通知の受領によって既に支払期日が到来している割賦金は10日以内に WKV München に支払われなければならない。

2 所有権の移転

WKV München による売主あるいは売主との合意による第三者への残代金払渡とともに、申込者は目的物に対する所有権を取得する。WKV München の貸金債権の担保のために、申込者はその所有権を WKV München に譲渡しなければならない。この譲渡と引換えに、目的物を賃貸借の方法で申込者に使用させるという合意が存する。

3 処分権の制限

申込者は WKV のあらゆる債権の完済まで目的物を、賃貸、質権設定、贈与、譲渡あるいは国外に持ち出すことを禁じられる。申込者が目的物を修繕の目的で売主以外の第三者に引渡す場合には WKV の許可を要する。目的物の交換の場合には、交換によって取得したものが本来的なものとなる。しかし交換のためには WKV の許可を要する。

4 注意義務

申込者は過失によりあるいは偶然に生じた損害または目的物の毀損につき責任を負う。WKV は、消費貸借契約の期間中は、目的物の状態をいつでも調査する権利を有する。この目的のために WKV は目的物の存する場所に立ち入ることができる。

5 転居と差押

申込者は転居、目的物の損害滅失を遅滞なく書面で報告しなければならない。差押の場合には直ちに WKV に通知し、差押

書類を送付しなければならない。

差押及びそれ以外の第三者の処置に基づく全費用は申込者が負担する。申込者への通知はWKVがその最後の住所に送達した場合には適正になされたものとみなす。

- 6 WKVの債権を担保するため、申込者は自己の賃金、給料、年金及びその他の収入のうち差し押え得る額につき担保権を設定する。
- 7 あらゆる支払は、信用票番号を記載しWKV München, Postscheckkont München Nr. 4350になさなければならない。チケットが受戻の後にはじめて債務となる。手形による支払はなしえない。申込者は、支払期にある額がWKVに事実上到達したときにはじめてその支払義務を免れるということを承認する。売主あるいは他の者に対する支払は、WKVに対しては効果を生じない。
- 8 買主が割賦金を全部あるいは一部を8日以上遅滞した場合にはWKVは督促のための費用DM—,80を請求しうる。それとともに遅滞した額につき月1%の遅延利息を請求しうる。
支払は諸費用、利息、元本の順に充当される。
- 9 満期前の支払
貸金が少なくとも支払期日の3ヶ月前に返還された場合には、WKVはその部分についての信用手数料の払戻しをなす。
支払期日前に一旦返還がなされた場合には払戻しはなされない。

申込者がWKVによる貸付申込承諾後、第1回割賦金支払日前に残代金の返還をなした場合には、申込者は1ヶ月分の手数料を支払わなければならない。

10 期限の利益の喪失

申込者が2回の継続した割賦金支払を、全部又は一部遅滞し、その遅滞額が売買代金の10%に達する場合には、WKVの申込者に対する全債権は直ちに満期に到来する。

残債務につき直ちに満期が到来することになるのは、更に、目的物を譲渡したり、あるいは、通常の用法に反して使用したり破壊した場合、申込者が住所を国外に移転した場合、開示宣誓手続、裁判上の和解手続、破産手続が開始された場合、手形拒絶がなされた場合、申込書における自己報告が不正であることが明らかとなった場合である。

この満期到来の場合には、2による目的物に関する貸借関係は消滅する。WKVは直ちに目的物の引渡を要求し、これを換価することができる。

11 債権譲渡

WKVは消費貸借契約上彼に帰属する債権を、いつでも第三者に譲渡することができる。

12 一般的に

申込者は自分と売主との間にトラブルが生じても、貸金をWKVに契約通りに返還する義務を免れるものではないということを明白に承認する。返還条件の変更は申込者自身によって

のみ WKV と合意しうる。

申込者は、WKV に対し、売買に関する注文票から生ずる以外の売主との合意に基づく抗弁権を明らかに放棄する。

- 13 共同申込者は、WKV に対する貸付額返還について一致して、その責任を負う。
- 14 消費貸借契約に基づくあらゆる債権の履行場所は、いずれの当事者にとっても München である。裁判管轄は訴額にかかわらず Amtsgericht München である。しかし WKV はその選択によりそれを Landgericht München となしうる。
- 15 以上の条件が全部又は一部無効である場合でも、それによって他の条件の有効性に影響を及ぼさない。無効な条件は、法的効力をもつ規範でその経済的な意味を十分に斟酌しながら解釈することによって補充される。

これら以外の事柄については、WKV が書面で確認したことののみが合意されたものとみなされる。申込者は消費貸借契約の謄本を有していることを確認する。申込者はいかなる者とも申込及びこの条件に相違する合意をなしていないことを明白に確認する。

金融会社と売主との契約

- 1 WKV はこの契約の規定に従がい、売主の取扱っている商品を購入しようとする買主に金融を与える。その貸付金によって買主が売主に対して負担した残代金債務が完済される。

その対象となる目的商品は次のものである。

- 2 売主による売却に際しては契約書（注文票、貸付申込）が使用される。それは WKV が作成し、売主に原価で使用させる。売主自身が契約書を作成した場合には、その内容について、WKV の書面による承認を要する。

注文票、並びに貸付申込には買主による署名がなされる。買主が21才未満、妻である場合には、それぞれ法定代理人、夫の署名をも要する。

- 3 売主は信用に値する買主に売却すること、及び買主が貸付申込で合意した支払を彼の生活内容を著しく害することなくなしうる状態にあることにつき十分注意しなければならない。

買主は、___%の内金を遅くとも商品引渡がなされる以前に支払わなければならない。内金は残代金の単位が DM10,- 以上になるように定められる。

- 4 売主は次の点に注意して貸付申込書に記入する。
 - a) 売主は、残代金、それによって定まる信用手数料、回収手数料、貸付総額を記入する。
 - b) 売主は内金の額、支払日を決定する。支払日は1日、15日のいずれかとする。第1回支払日は契約締結の翌月とする。割賦金はそれぞれ同額とする。端額及びペニヒは第1回支払

額に加える。割賦金は等間隔で支払われる。

c) 割賦払の回数は次のようになる。

_____の場合には_____回
 _____の場合には_____回
 _____の場合には_____回

d) 信用手数料についての合意

これに、1回の貸付申込につきDM2,-一が加えられる。

e) 売主は、契約書に自己の費用で買主に関する Schufa-Auskunft ※を添付する。貸金がDM1000,-を超える場合には詳細なる Schufa-Auskunft を添付しなければならない。

f) 残代金はいずれの場合にも DM60,-以上になることが必要である。1回の割賦金は DM10,-を下廻らない。

g) 売主は、買主が貸付申込書の自己報告を完全になすように注意しなければならない。

5 売主は、このようにしてなされた貸付申込を買主のため WKV に呈示する。WKV は貸付申込書の記載内容を調査し、到達の2週間以内にそれを承諾するか否かを決定しなければならない。

承諾は残代金完済のための貸金の売主への払渡によってなされる。拒絶はWKV が売主に書面で通知する。拒絶は特に理由を必要としないが、買主が信用価値を有していない場合になさ

れる。この場合、売主は、売買・保証条件2 後段による権利を行使しうる。

6 売主は WKV が貸付申込に従って認めた買主に対する貸金、信用手数料、その他の費用の返還を保証する。この責任は、売主が買主の貸付申込書に署名しない場合でも生ずるものである。

WKV は、買主の支払期日が到来すると直ちにこの責任を追求しうる。

売主が WKV に対し保証責任を果たした場合には、WKV は消費貸借契約に基づいて買主に対し有しているあらゆる権利を売主に譲渡する。

7 WKV による売主への残代金払渡は次のようになされる。

a) 貸付申込の受領が各月の1日以前ならば、払渡は3日間の猶予期間をおいて5日になされる。

b) 貸付申込の受領が各月の15日以前ならば、払渡は3日間の猶予期間をおいて20日になされる。

売主は、払渡される残代金の____%を自由に処分しうる。残りの____%はWKVの下にリザーブ勘定として留める。この勘定は、6によるWKVに対する保証責任の担保となる。この無利息のリザーブ勘定は、WKVのその時々々の債権の____%に達するまでそこに留まる。この割合がオーバーした時にはこの超過額を売主が処分することに同意を与える。但し、

。保証によって担保されたWKVの買主に対する債権が確実に

回収されうるものである場合。

- ・この契約が解約を予告されていない場合。
- ・売主が継続して新しい買主の貸付申込を WKV に呈示している場合、である。

8 買主の貸付申込を承諾することによる WKV の全債権額が、DM_____（保証額）を超えるときは、WKV は更なる貸付申込を拒絶する。

WKV は、売主の要請により、この保証額を高めることができる。また WKV は、特に売主の経済的状态が変化した場合には、この保証額を下げるができる。この場合、WKV は未回収の債権額が保証額を下廻るまで新たな貸付申込を受け付けない。

9 売主に貸金の払渡がなされた後、買主の WKV に対する第 1 回支払日が到来していない間に、貸付申込が、買主・売主の要望と、WKV の同意によって撤回された場合には WKV は、売主に 1 ヶ月の信用手数料と取扱手数料を要求しうる。

10 売主は WKV の同意なくしてこの契約に基づく彼の債権を第三者に譲渡したり、質入れすることはできない。

11 売主は買主から WKV の貸金債権を取り立てることはできない。売主は買主に、その支払を WKV に対してなすよう指示しなければならない。

それにも拘らず、このような割賦金支払が売主に対してなされた場合には、これを WKV のために受領し、遅滞なく WKV

に送付しなければならない。

12 この契約の締結者のすべては、この契約を 3 ヶ月の解約告知期間の下に解約することができる。WKV はこの解約の権利を、特に売主がこの契約の規定に著しく違反した場合、例えば仮装の貸付申込を呈示した場合に行使しうる。この解約告知は、書留郵便でなさねばならない。解約告知の時点で既に存在していた権利、義務に対しては、影響を及ぼさない。

13 この契約の規定以外の口頭による合意は存在しない。将来の変更、補充は専ら書面によることを要す。

14 履行場所、裁判管轄地は WKV の所在地である。

売主_____

WKV Waren-Kredit-Bank

※ Schufa-Auskunft とは Schufa (Schutzgemeinschaft für allgemeine Kreditsicherung) = 信用保護協会によって作成された信用調査票である。

C 型

買主の金融会社に対する貸付申込

(契約書 1 頁)

WKV Waren-Kredit-Bank GmbH. に対する貸付申込

署名者 (以下借主とする) は、WKV に対し、下記の新/中古自動車の購入のため貸付の承認を求める。

売主_____

商 標	車 種	排気量	車 体 番 号	モーター 番 号	警 察 番 号	自動車 書類の 番 号
タクシー、貸貨車、貨物車 バス、その他の別		製作年	型	重量	座席数	

貸付額、自動車代金 DM_____ 貸付額は手形に分割され、その
手形作成費) DM_____ の支払によって返済される。
用報告費用) DM_____ 第一回の手形 DM_____

保 險 料 DM_____ _____にはじまり、各月の__ __
内金(差引) DM_____ 日を満期とする__ __通の手形
信用手数料 DM_____ 総額 DM_____

申込手数料 DM_____ 手形は振出人・第1裏書人とし
回収手数料 DM_____ ての借主により約束手形と記
載され、WKV に交付される。

貸付総額 DM_____

払渡 残代金の払渡は売主に、保険料の支払は保険会社に対してなされる。

保険 この申込が承諾された場合、借主は、車体及び保有者としての損害賠償義務について、消費貸借契約上の全債務が履行されるまで、保険に加入する義務を負う。借主は、この保険契約上の権利のすべてをWKVに譲渡する。WKVは、保険会社にこの譲渡を承認させる権限がある。更に借主は、WKVに対し、保険会社が署名した保険証書を提出しなければならない。

損害発生の場合、借主はWKVと保険会社に対し遅滞なくその旨を報告しなければならない。保険によって填補されぬ損害について、借主はすべての範囲に亘って、自ら負担しなければならない。

所有権譲渡 WKVが貸付申込を承諾した場合には、直ちに、以下に述べるWKV・借主間の合意が成立したとみなされる。この合意は、事実上購入された車にあてはまる。その内容が上述のそれと一致しない場合には、WKVは、自動車書類の記載と一致するように上述の貸付申込を訂正することができる。

a) WKVがこの消費貸借契約に基づき借主に対して有しているあらゆる債権の担保のために、借主は、上述の自動車とその附属物の所有権をWKVに譲渡する。この時点で借主がなお所有権を取得していない場合には、売主に対して借主が有する債権が譲渡される。

b) 借主は、自分が第三者に対していかなる種類の債務をも負担していないということを確認する。

c) 借主が車の占有を得ている場合には、WKVへの譲渡は、賃貸借の方法によって借主が占有を委ねられているということによって実現される。借主が車の占有を得ていない場合には、その時の占有者に対する借主の引渡請求権がWKVに譲渡される。

このようにして譲渡が実現されても借主は車に関する租税を負担する。この車による東ベルリンあるいはソ連領への運行は

本消費貸借契約の期間中は許されない。

自動車書類 車の所有権がWKVにある間は、車に関して発行された自動車書類をWKVが保有する。それなくしては、WKVは売主に残代金を払渡さない。書類の引渡に代えて、役所発行の「当該の認可官庁が矛盾なく自動車書類の書換をなした後、確実にWKVに交付した」との報告書でも足りる。借主による消費貸借契約上のあらゆる債務の完済により、WKVは、彼に、消費貸借契約に基づいて取得したあらゆる権利、債権を譲渡し、同時に自動車書類をも譲渡する。

借主は、この申込をWKVに対し、書面によって撤回するまでこれに拘束される。貸付申込に署名した後、1週間を経過するまでは撤回することができない。

借主は、裏面のWKVの一般取引条件を認識し、この申込書の謄本を保有していることを確認する。

年 月 日

(借主の署名)

(契約書2頁)

自動車金融についての一般取引約款

- 1 借主がWKVに対して与えた担保は、その時及び将来借主がWKVに対して負担する債務をも担保する。
- 2 借主が複数である場合、彼らは連帯債務者としての責任を負う。更に、彼らのうちの一人に対する訴訟の費用をも負担す

る。

- 3 貸付申込から貸金払渡の間の時点でWKVが貸付を認める要件に矛盾する事実を知った場合には、WKVは承諾を撤回しあるいは合意した条件の変更を求めることができる。
- 4 借主の側からの相殺あるいは留保権の主張はWKVに対しては排斥される。同様に、借主は、売主との売買契約に基づく抗弁をもって、WKVに対抗することはできない。
- 5 貸金が期限到来以前に支払われた場合、借主は、当時のDeutschen Bundesbankの割引率によって利息の返還を求め得る。但し、年6%を超えない。
- 6 次の場合において、貸金は手形の満期日に拘らず、直ちに満期となる。

a) 借主が継続した二通の手形の全部又は一部を遅滞し、その遅滞額が車の代金の少なくとも10%に達するとき。借主がWKVに対し、現在満期となっている債務あるいは将来の債務を履行しえなくなったことを表示したとき。商業登録簿に商人として記載されている借主が手形を償還しなかったとき。

b) 借主が支払を中止し、彼に対し、和解手続あるいは破産手続が開始され、又は、他の債権者にモラトリウム（法律によって定めた支払猶予）を申し立てたとき。和解手続を申し立て、あるいは他の債権者により、強制執行がなされたとき。

c) 借主が契約の重要な規定に違反したとき。

d) 貸付申込書、自己報告における記載が事実と反している

こと、又は、貸付承諾の要件が満たされていないことが明らかになったとき。

e) 車の所有権が WKV のために成立しなかったり、WKV がそれを再び失うに至ったとき。車が紛失あるいは破壊したとき。

f) 手形について必要な事項（基本債務・保証・手形署名その他）が適正に整わなかったり、価値を失ったとき。借主が生じた損害の賠償を、催告の後相当の期間内になさなかったとき。

g) 借主が死亡したとき

上記に該当する場合 WKV は、車を自分に引渡すことを要求しうる。WKV の受任者は、この目的のために、いつでも車のある場所に立ち入ることができる。WKV が、このために費したすべての費用は借主が負担する。

WKV は、担保物件の売却に関する制定法上の規定如何に拘らず、車あるいはその他の担保物を、催告から 2 週間経過後、競売又は任意に売却し、その売上金から満足を受ける権利を有する。

- 7 一旦、満期が到来すれば、その後 WKV の側で割賦金支払を受領しても、満期到来の効果には何らの影響も及ぼさない。
- 8 借主は彼に委ねられた車を最大の注意義務をもって扱いか、常に正常な状態に保ち、修理を要する場合には、直ちに適切な修理をなす義務を負う。附属物品もまた WKV の所有に属す

る。所有権の譲渡は、WKV との賃貸借契約を締結することによってなされる。

- 9 貸金を完全に返済するまで借主は車を賃貸したり、あるいは有償・無償に拘らず、これを処分することはできない。
- 10 借主はその住所あるいは車の保管場所を変更した場合には直ちにその旨を WKV に報告する義務を負う。WKV のすべての表示は、その表示が借主の最終の住所に向けて郵送された場合には借主に到達したものとみなされる。
- 11 車に対して強制執行がなされた場合には、借主は直ちにその旨を WKV に報告し、差押書類を送付する義務を負う。
- 12 WKV はいつにても彼の委任者により車並びに附加的担保の状態を検査することができる。そしてこの目的のために車の保管場所に立ち入ることができる。
- 13 借主は、彼の財産状態の悪化については、直ちに WKV に報告しなければならない。
- 14 借主は拒絶証書作成あるいは手形の呈示をしないことを理由とする抗弁権を放棄する。
- 15 一個の契約規定の無効は他の契約規定の無効を導びかない。
- 16 借主は、WKV の書面による承諾がある場合にのみ、消費貸借契約上の債権を他の第三者に譲渡しうる。
- 17 残代金完済のための売主への貸金払渡もまた貸付申込の承諾とみなされる。
- 18 口頭による合意は存在しない。将来の合意と変更のすべて

は、WKV による書面の確認を必要とする。
 19 このWKV との取引関係に基づくすべての債権債務の履行場所は、専ら München である。

(契約書 3 頁)

極秘 借主の自己報告

氏名あるいは会社名		国籍	生年月日	
住所あるいは所在地	街と住宅番号	そこにいつから住んでいるか	電話	
職業		現在の地位		
いかなる会社であるいはいかなる会社のために活動しているか 詳細に記せ		いつから	専門	
所有地				
租税評価額		負担		
年取あるいは月取のうち、税の対象となる収入		この二年間に、何らかの差押を受けたことがあるか	いかなる債務を負っているか	
結婚しているか	財産分離制か	固有の住居を有しているか	住宅の設備は完全な所有に属するか	年額賃借料

照会先 (詳細に記せ) 1. 2.		取引銀行
車の使用目的	車の保管場所	
あなたは職業上車を扱っているのか		
他にどのような車を所有しているのか (型、排気量、製作年) a) 代金支払済 b) 代金完済せず c) どこから購入したかあるいは金融を受けたか 残代金は? たかあるいは金融を受けたか		
手形の履行場所		
署名借主は上の良心に従ってなした極秘に扱われるべき記載に基づき、貸付申込の承諾を求める。 年 月 日 借主の署名		

保険契約者の表示

WKV の勘定番号

署名者は、次の車の所有権が、WKV の現在及び将来の債権の担保のために WKV Waren-Kredit-Bank GmbH., München に属することを確認する。

責任保険
自動車保険
火災・盗難保険

を結び、我々がその填補をなす旨を報告する。

契約は_____から_____までの期間継続する。解約の通知がない場合には自動的に1年間延長される。

最初の保険料は_____までに払込まれる。

最終の手形の満期日——これが、前記の期間を超えて延期された場合には、貴社は我々に報告しなければならない——に至るまで、我々は次のことを約する。

1 前記の自動車についての自動車保険に基づく保険金は、貴社が予め書面において同意を与えない限りは、保険契約者ではなく、貴社あるいは、貴社の指定する第三者に支払われる。但し、その額は、貴社が保険契約者に対して有する債権額を超えない。

2 次の場合には我々は直ちに貴社に通知する。

a) 保険契約者が§ 39VVG による支払延期を申し立てた場合。

b) 保険契約が全部あるいは一部解約されたり、又は、期間前に終了した場合。

WKV Waren-Kredit-Bank GmbH. 殿

保険会社の署名 _____

売主の金融会社に対する表示

売主の表示

_____ (借主) の貸付申込に関し、我々は、WKV に対し、次のことを確認する。

a) 車は 既に借主に引渡された。

なお我々の占有下にある。

_____ の占有下にある。

b) 貸付申込書にある車の売却に関する記載は正しい。特に、我々は内金を現金で新/中古車の下取りとして受領した。

e) 我々は車を自由に処理することができる。我々と借主の間には、残代金の我々への払渡によって車の所有権が借主に移転するとの合意がある。我々がなお車を借主に引渡していない限り、我々は車を借主のために保管しているのである。車が第三者の占有下にある場合には、我々は、我々のその第三者に対する引渡請求権を借主に譲渡する。

WKV による我々への残代金払渡と同時に、我々は WKV に対し、その車に関して発行された自動車書類 (番号 _____) / 「自動車免許局が、矛盾なく自動車書類の書換をなし WKV に交付した」との役所の証明書を引渡す。

我々は WKV がこの表示に基づいてのみ残代金の払渡をなし、この表示を借主の委任として受領することを確認する。

住所 _____ 年月日 _____

売主の署名 _____